

第 1 回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (9月17日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	7
○認定第1号及び報告第1号の上程、説明、質疑、委員会付託	16
○議案第2号の上程、説明、質疑、採決	24
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○請願・陳情について	44

○散会の宣告	4 4
--------	-----

第 2 号 (9月18日)

○議事日程	4 5
○本日の会議に付した事件	4 5
○出席議員	4 5
○欠席議員	4 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 5
○事務局職員出席者	4 5
○開議の宣告	4 6
○一般質問	4 6
木原秀男君	4 6
円谷寛君	5 9
角田真美君	7 6
○休会について	8 9
○散会の宣告	8 9

第 3 号 (10月4日)

○議事日程	9 1
○本日の会議に付した事件	9 1
○出席議員	9 1
○欠席議員	9 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 2
○事務局職員出席者	9 2
○開議の宣告	9 3
○議事日程の報告	9 3
○決算審査特別委員長報告(認定第1号)及び報告に対する質疑、討論、採決	9 3
○議案第12号及び議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 5
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 7
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 9
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
○議案第17号及び議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
○各常任委員会委員長報告(請願・陳情について)及び報告に対する質疑、討論、	

採決	1 0 3
○常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について	1 0 5
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 0 6
○日程の追加	1 0 6
○意見書案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 6
○閉議の宣告	1 0 8
○町長挨拶	1 0 8
○閉会の宣告	1 0 9
○署名議員	1 1 1

鏡石町告示第49号

第1回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年9月12日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 令和元年9月17日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	畑	幸一	君	2番	角田	真美	君
3番	橋本	喜一	君	4番	菊地	洋	君
5番	小林	政次	君	6番	井土川	好高	君
7番	渡辺	定己	君	8番	大河原	正雄	君
9番	今泉	文克	君	10番	木原	秀男	君
11番	円谷	寛	君	12番	古川	文雄	君

不応招議員（なし）

第 1 号

令和元年第1回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和元年9月17日（火）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 認定第 1号 平成30年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 報告第 1号 平成30年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 7 議案第 2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第 3号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4号 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 5号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 6号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 7号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 8号 鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 9号 鏡石町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 平成30年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第16 議案第11号 令和元年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番 畑 幸一 君 2番 角 田 真 美 君

3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	6番	井土川好高君
7番	渡辺定己君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	10番	木原秀男君
11番	円谷寛君	12番	古川文雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長	小貫秀明君
税務町民課長	長谷川静男君	福祉こども課長	関根邦夫君
健康環境課長	角田信洋君	産業課長	橋本喜宏君
上下水道課長	吉田竹雄君	都市建設課長	菊地勝弘君
教育課長	根本博君	会計管理者兼出納室長	倉田知典君
農業委員会 農事務局長	柳沼和吉君	農業委員会 会長	菊地榮助君
選挙管理 委員会委員長	大河原八郎君	監査委員	根本次男君

事務局職員出席者

議会事務局 参事兼局長	小貫正信	主任主査	鈴木淳子
----------------	------	------	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（古川文雄君） おはようございます。
ただいまから第1回鏡石町議会定例会を開会いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（古川文雄君） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

7番、渡辺定己君。

〔議会運営委員長 渡辺定己君 登壇〕

- 7番（議会運営委員長 渡辺定己君） おはようございます。

私より報告させていただきます。

第1回鏡石町議会定例会予定表。

令和元年9月17日火曜招集、日次、日、曜、会議内容について説明申し上げます。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

- 議長（古川文雄君） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。

第1回鏡石町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、本日ここに、第1回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、公私ともにお忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第であります。

ことしの夏は、前半は雨が多く、8月からは全国的に猛暑となりまして、農作物には厳しい夏となり、農家の方々は心があつたかと思えます。特に羽鳥用水につきましては、当初雪が少なかったことによりまして、貯水量が乏しく十分な放水ができず、水稻の生育に影響が懸念されましたが、後半の降雨により貯水量が増加し、取水時期が延長されました。これから収穫期を迎えますので、今後の天候に期待し、影響が少ないことを願うものであります。

今定例会につきましては、決算認定のほか、教育委員の選任、条例の一部改正、各会計補正予算を合わせまして19件の提案を予定しております。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、認定、承認、同意、議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶といたします。よろしく申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（古川文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番、畑幸一君、2番、角田真美君、3番、橋本喜一君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（古川文雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月4日までの18日間としたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は18日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（古川文雄君） 日程第3、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

お手元には月ごとに報告書が配付されておりますが、内容が重複いたしますので、3カ月分をまとめて報告いたしますので、ご了承願います。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、令和元年5月分、令和元年6月分、令和元年7月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、令和元年5月分につきましては、令和元年6月25日火曜日午前9時55分から午後零時55分まで、令和元年6月分につきましては、令和元年7月25日木曜日午前9時56分から午後零時15分まで、令和元年7月分につきましては、令和元年8月26日月曜日午後1時28分から午後3時52分まで。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月の全ての検査時におきまして、次の方々のお席をいただきました。会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名。

5、検査の手續、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手續を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和元年5月分、令和元年6月分、令和元年7月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は、添付資料のとおりでございます。

以上のとおり報告いたします。

○議長（古川文雄君） 次に、事務組合議会報告については、前任者の任期が満了となりましたので、報告書の配付をもって報告といたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（古川文雄君） 日程第4、町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第1回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、議員の皆様におかれましては、先月25日に執行されました町議会議員一般選挙において、町民の大きな期待を担われ、めでたくご当選されましたことを心からお祝い、お喜びを申し上げます。議会と執行という役割こそ異なりますが、行政運営の両輪として、今後の町発展、進化する鏡石町のためご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

さて、東京電力が7月31日、東京電力福島第二原子力発電所の4基全てを廃炉にすることを正式決定しました。福島第二原発の廃炉については、県や県議会並びに町及び町議会が再三にわたって要請してきただけに遅過ぎた決定となりましたが、現在、廃炉作業が続いている第一原発と稼働していない第二原発は、本県の復興の足かせとなっていることから、今回の決定により廃炉作業が早急に進むことを願うものであります。

次に、今年11日、第4次安倍再改造内閣が発足しました。安倍首相は、新たな内閣を安定と挑戦の内閣と位置づけるとともに、令和初の国政選挙でいただいた国民の負託に応えるべく、党・政府一体となって、さまざまな政策に取り組んでいきたいと述べ、自民党が7月の参議院選挙の結果による衆参両院での第一党を足場に、全世代型社会保障の実現と改憲論議を前進させる考えを示しました。首相は、誰もが能力を発揮できる一億総活躍社会をつくり上げるとして、社会保障改革や教育改革、働き方改革に期待したいと思っております。

次に、本年の水稲の生育状況については、田植え時期の5月に羽鳥用水のパイプラインのトラブルにより、昨年より10日ほど通水がおくれました。ただ、6月以降は雨が多く、若干天候も不順な面もありましたが、順調に推移しているところであり、心配された生育も1週間から10日ほどのおくれの状況であります。

羽鳥ダムの取水についても順調に推移し、取水制限は最小限になり、ことしは9月9日で用水供給が終了しました。

なお、野菜・果樹等の農作物については、例年以上に降雨量が多かったことから、収穫量の減少と品質の低下が見られましたが、その後の天候回復により、実りある収穫期が迎えられることを願うものであります。

次に、8月26日、鏡石町交通安全母の会が内閣府から令和元年度の全国交通安全功労者として表彰されました。これまでの交通安全母の会が関係団体と連携し、長年、幼稚園や保育所などを対象とした独自の交通安全教室を開催されるなど、積極的な啓発活動が認められての受賞となりました。受賞をお祝いしますとともに、今後も児童生徒や高齢者の交通事故を減らす活動を継続されることに大いに期待をしているところであります。

次に、6月定例議会以降の町における主な出来事について申し上げます。

第16回鏡石あやめ祭りは、6月22、23日の2日間、鳥見山公園で開催され、見ごろを迎えた公園内の約4万株のあやめが約6,000人の来場者を出迎えました。新企画として、体験型スポーツレクリエーション、あやめマルシェを実施し、多くの来場者がおいしい食べ物に

舌鼓を打ち、楽しいスポーツ体験を楽しんでいました。また、毎年恒例となったあやめスタンプラリーでは、隠されたキーワードを解くため会場中を走り回る参加者の歓声に包まれていました。

8月4日には、鏡石ふるさと祭りが開催され、子供から大人まで楽しめる各種イベントを実施し、大変多くの町民でにぎわい、町の子供たちが元気に集う一日となりました。

8年目となりました田んぼアート事業につきましては、5月26日の田植え以降、6月18日に一般観覧オープニングセレモニーを実施し、一般観覧を開始したところです。ことしは図書館4階の展望室を改修し、回遊しての観覧ができるようになり、より見やすい田んぼアートとなっております。ただ、ことしは観覧開始後、特に土日を中心に天候不順が続いたこともあり、観覧者1万人の達成が昨年より14日おくれたの8月12日となり、9月9日現在で観覧者は前年より約6,000人少ない1万7,459人となっております。来場者へのおもてなしとして、夏休み期間中の毎週日曜日に取り組んでいる田んぼカフェでは、かんかんてらすの出張販売を初め、町内の協賛店などによる特産品のPRや販売を行ったところです。また、ことしも商工会・飲食店業部会との連携による田んぼアートグルメ券の配布も行ったところです。さらに、収穫期を迎えることから、田んぼアート応援サポーターの募集や稲刈り体験イベント、4年目となるきらきらアートなどを通じて、これからも町内外に積極的にPRを続け、地域振興につなげてまいりたいと思います。

昨年5月にオープンし、ことしで2年目を迎えた鏡石まちの駅かんかんてらすは、町内の農業者などから新鮮な農産物や特産品、手工芸品の出品をいただいております。また、町の観光情報の発信拠点としても活用され、多くの方の憩いの場として、町のにぎわいの創出に寄与しているものと思います。販売している品目で、最近町内企業が研究を重ねて生産し始めた生キクラゲをかんかんてらすにて販売を始めたところ、一時品不足になるほどの大好評となっております。この商品はかんかんてらすだけではなく、首都圏などにも出荷していると聞いておりますので、新たな町の特産品になり得る可能性があり、大いに注目しているところでもあります。

かんかんてらすについては、売り上げの向上や施設の一層の活用など改善すべき点は多くありますので、いろいろな意見を取り入れながら進めていきたいと考えております。

次に、今年度の主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、(仮称)健康福祉センターの整備基本計画策定事業につきましては、町区長協議会長ほか関係団体の代表と有識者16名の皆様に策定委員を委嘱し、第1回策定委員会を8月5日に開催しました。今後は、委員会で基本的な考え、施設の規模等を検討し、3月までに基本計画を策定してまいります。

次に、原子力災害対策事業につきましては、道路等側溝堆積物撤去・処理事業として、本

年度は久来石区、笠石南区、成田区、豊郷区、高久田区の5地区について、入札により業者が決定し、来年1月末の完了に向けて進めているところであります。

この5地区が完了すれば、今年度をもって、町内全ての地区について終了となります。

次に、進化する鏡石実行プロジェクト事業についてであります。通りを歩いてみたくなる事業として取り組んでいる花いっぱい運動については、6月の一斉定植から町民の皆さんのご協力をいただきながら、鏡石町内各所が花であふれ、心豊かな潤いのある町づくりと連帯感あふれる地域社会の形成が図られているところです。9月25日には、花いっぱい運動に積極的に参加された個人・団体の表彰が予定されており、通りを歩いてみたくなる事業として、さらなる進展が見られると感じております。

子育て支援関係の新規事業としましては、オリジナル婚姻届作成事業につきましては、10月から婚姻届を提出された方に、婚姻の祝福と形に残る届け出となることを目的に、オリジナル結婚記念証を作成いたしました。お二人の名前と届け出日が入りますことから、これからの新生活の大切な思い出の記念品になると考えております。

次に、第5次総合計画で定める5つの行政分野別目標の進捗について申し上げます。

1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」として、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するため運用されておりますマイナンバー制度につきましては、現在も順次交付事務を進めているところであります。

町には8月30日現在、1,335名分のカードが届けられており、1,213名の方へ交付いたしました。このカード交付については、厳格な本人確認とセキュリティーの面から暗証番号の設定などを行う必要があることから、多少時間を要することをご理解いただくとともに、既に申請いただいた皆さんには、交付通知まである程度の期間を要することをあらかじめ周知申し上げているところです。

次に、なりすまし詐欺や悪質商法など私たちの消費生活をめぐるトラブルが大きな社会問題となっていることを受け、天栄村との広域事業として平成27年度から取り組んでおります消費生活相談事業につきましては、本町の総合相談員を消費生活相談員に併任し、相談業務に当たっているところであり、本年4月から8月末現在、18件の相談があり、県消費生活相談センターとの連携協力のもとに相談者の問題解決と被害の未然防止を図っているところです。

次に、町税等収納率向上対策事業につきましては、収納グループ設置から3年が経過し、収納額及び収納率の向上のための方策が徐々に効果を上げております。中でも平成28年度から本格的に運用しましたコンビニ収納業務については、平成30年度の利用件数では普通税と国保税を合わせ9,520件、平成29年度比842件の増、税額で約1億3,700万円、同じく前年比で約400万円の増と、利便性も相まって毎年増加しております。今後も収納額及び収納率の

向上に向けて、引き続き事業を進めていきたいと考えております。

また、このたび住宅用地特例の適用誤りにより、平成27年度から令和元年度における固定資産税の課税誤りが発覚し、課税誤り対象者42名、還付金及び税額校正額は279万1,900円であることが判明しました。職員がこのような問題を起こし、町民の皆様にご迷惑をおかけしたことに對し、深くおわびを申し上げます。徹底した再発防止を図り、信頼回復に向け、職員一丸となって取り組んでまいります。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」として、小中学校における教育の充実としまして、第一小学校のプールの老朽化により不便を来していることから、本年から町民プールを利用して水泳授業を行い、天候に左右されることなく、予定どおり6月4日から7月18日まで、全9回実施しました。さらに、夏休み期間においては、第一小学校と第二小学校の全児童を対象に、5回まで無料で利用できることとし、延べ1,431人の児童が利用しました。

また、元気キッズサポーター派遣事業として、2学期から3月までの間、特定非営利活動法人かがみいしスポーツクラブに事業を委託し、小学校2校にサポーターを派遣し、体育の授業での指導支援と特別クラブ等への支援を通じて、子供の運動に関する関心や意欲を高めながら、効果的に体力の向上に努めているところであります。

次に、学力向上支援事業として、児童生徒の学力向上を図るため、町の単独事業として実施した標準学力検査及び全国学力調査、さらに、ふくしま学力調査の結果について分析と評価を行い、分析の結果から見えてきた課題やよさを学年ごとに重点化して授業に生かし、児童生徒個々の学力向上に努め、さらに、教師の教科指導力の向上を図っているところです。

次に、学力向上講座としては、中学3年生を対象に夏休みや土曜日を活用し、基礎的な学力の向上を目指して、学力向上講座を7月27日に開講し、来年2月25日まで全25回の予定で、講師には元中学校教師などを迎え、昨年よりも多い受講生徒20名で実施しており、苦手科目の克服に向け、真剣に受講されております。

次に、町民の健康づくりの支援につきますの集団健診については、9月7日から21日まで各地区集会所や町公民館を会場に実施しております。医療機関での個別健診についても9月2日から来年1月31日まで実施しており、より多くの町民の皆さんが自分の健康チェックのため受診していただくよう努めているところです。

予防接種事業においては、国の感染拡大防止を目的とした成人男性への風疹追加的対策事業については、対象となる方への受診クーポン券は6月下旬に送付、現在、抗体検査や接種を行っていただいている状況です。

高齢者の食生活改善を目的とした生き生き幸せ食生活応援団事業については、管理栄養士や保健師による高齢者宅訪問は、訪問回数45回で指導対象者は58名となりました。また、

栄養教室については2回開催し、参加者は44名でありました。さらに、幼稚園・保育所での食育教室を2回開催したところであります。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」における高齢者福祉の充実として、在宅高齢者福祉事業では、新規事業として、9月から75歳以上のひとり暮らし高齢者と75歳以上の高齢者のみ世帯を対象に、高齢者の見守りと栄養改善を目的とした配食サービス事業を始めました。

9月14日には、鳥見山体育館において75歳以上、1,716名の方々をお招きして、恒例の敬老会を開催し、長寿をお祝いいたしました。

児童福祉の充実として、つどいの広場、放課後児童クラブ、保育所の運営支援、認定こども園運営支援など総合的な子育て支援策の推進に努めているところであります。

また、国が進める幼児教育・保育の無償化については、10月1日からの無償化に向けて事務手続を進めております。また、町単独事業として預かり保育料の上乗せ助成と国の副食費相当額を鏡石町子どもの食育推進奨励金として補正予算に計上しておりますので、ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

認定こども園整備事業における学校法人鏡石学園の園舎増改築については、福島県認定こども園施設整備交付金の内示が8月9日付でありましたので、2カ年事業の1年目として事業を進めてまいります。

障がい者福祉の充実においては、第5期障がい者福祉計画に基づき、町民、地域、事業所、行政の協働により、障がい者の社会参加を進め、障がいのある人もない人も、全ての人の人権が大切にされ、誰もが生きがいのある生活を送ることができる町を目指しているところであり、障がい者福祉費として介護給付費、訓練等給付費、障害児給付費として8月末現在7,868万1,000円を給付しました。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」としての農地再生プロジェクト事業については、年々増加している耕作放棄地の有効活用として、菜種とエゴマ栽培による「田んぼで油を採ろう・かがみいし油田計画」に基づき、生産拡大に向けた栽培技術の確立や機械化による労力軽減を図るため、実証展示圃場を設け、関係機関と連携しながら事業の推進を図っているところであります。

昨年秋に作付けした菜種は、展示圃場を含め7.2ヘクタールの栽培面積で、本年の収穫量は約4.7トンであり、これから搾油することになりますが、約1,700キログラム程度の菜種油が見込まれます。これらは昨年に引き続き、学校給食への活用やかんかんでらすでの販売などを予定しております。

農業人生応援プロジェクト事業にあっては、昨年度まで4名の新規就農者が認定されており、うち3年目の就農者が3名、2年目の就農者は1名となっており、4名とも農業経営が

順調に進んでいることの報告があり、若い農業者の育成が進んでいると手応えを感じております。

今後とも新たな新規就農者認定のために人材育成と農業経営の安定に向けた支援に努めてまいります。

また、高久田地区の圃場整備事業につきましては、受益者負担の軽減のため附帯事業の農地集積・集約化の計画に取り組み、数値目標の一つである集積化率85%・集団化率80%の基礎データとして、地権者の意向調査を実施しました。9月6日現在で、回答者の回収割合は86%で、現段階での農地の集積率は75%前後の見込みでありますので、集積率85%に向けまして、役員の皆さんと取り組んでまいりたいと思います。

また、ことし11月には、沖縄県北谷町において、鏡石町の特別栽培米、牧場のしずくの販売促進キャンペーンにおいてトップセールスを行う予定であります。これは長年、町米づくり部会、商工会などによる交流を深めていた北谷町にあるイオン北谷ショッピングセンターを統括するイオン琉球株式会社におけるイオン心をつなぐプロジェクト（東北復興創生事業）の支援を受けまして実施するもので、販路の拡大や震災からの復興のために大いにPRをしていきたいと考えております。また、同時期に開催される北谷町産業祭りにも参加して、同町との交流も深めていきたいと考えております。

観光の振興として、本年の鏡石牧場の朝オランダ秋祭りは、「煌（きらめく）」をテーマに、祭りを通じて町内外の方が集い、交流し、にぎわいの創出と町の活性化、さらには田んぼアートやかんかんてらすとの連携で、経済と交流の波及を図り、町の観光資源の活用・情報発信を行うことを目的に、鏡石牧場の朝秋祭り実行委員会主催によりまして、10月5日土曜日の開催が決定し、商工会や関係団体と準備を進めているところであります。さまざまなイベントを企画しておりますので、多くの皆さんに楽しんでいただけるものと思います。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」として、幹線道路網の整備事業では、社会資本整備総合交付金事業として、久来石・行方・蓮池西線道路改良工事、鏡田89号線道路改良工事の本年度分の発注が完了し、計画どおりに工事を進めているところです。

また、鏡石スマートインターチェンジ車種制限変更につきましては、現在の車種制限6メートルから9メートルへの変更を計画しており、現在、国土交通省やネクスコ東日本と協議を重ねているところであります。

公園施設長寿命化対策支援事業につきましては、駅西口公園の複合遊具施設更新工事の入札を先月8月30日に執行し、施工業者が決定いたしましたので、完了に向け鋭意工事を進めてまいります。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、第3工区の着工に向け、事業計画変更事

務を進めているところであり、7月の鏡石駅東第1土地区画整理審議会を経て、先月には事業計画変更の縦覧公告を行い、現在、秋の工事着手に向けて、一部の仮換地指定の準備を進めている段階であります。

また、第1校区内の街区公園として、東町公園第1期整備工事の発注を行い、地域の皆さんが利用しやすい公園となるよう2カ年計画で整備してまいります。

次に、水環境の基盤整備である上水道第5次拡張事業については、6月に鏡石浄水場建設工事の受注業者であります水道機工株式会社と工事請負契約を締結、7月には安全祈願祭がとり行われました。9月から本格的な工事に入ります。今年度は主に盛り土工事とくい打ち工事を行う予定であります。そのほか、本年度の拡張事業につきましては、導水管、配水管の布設工事を3件発注をいたしました。

下水道の整備としては、公共下水道においては、社会資本整備総合交付金事業により施設の長寿命化対策を進めております。今年度予定しているマンホールポンプ等の施設の更新について、設計業務を発注しました。

農業集落排水施設においては、農山漁村地域整備交付金事業により施設の長寿命化対策を進めております。今年度は成田浄化センターなどの施設の更新に必要な整備構想を策定するため、調査・設計業務を発注いたしました。

次に、平成30年度決算の概要について申し上げます。

平成30年度における国の経済動向については、自然災害などにより一時的に輸出や個人消費が押し下げられたものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続いており、好循環が進展しているとされ、今回の景気回復の長さはいざなみ景気を超え、戦後最長になった可能性があるとの認識が示されました。

このような財政環境の中で、我が町においては国における抜本の見直しと歩調を合わせ、財政健全化を進めながら持続可能な財政構造を確立することを最重要課題としつつ、令和3年度を目標とした第5次総合計画の実現に向けた各種事業に対し、重点的かつ効果的な予算配分と執行に努めてまいりました。

平成30年度の一般会計決算については、歳入60億5,693万4,000円、前年度比104.65%、歳出59億6,664万4,000円、前年度比105.05%となり、経常収支では9,029万円、翌年度繰越財源等を差し引いた実質収支は8,268万2,000円の黒字決算となったところであります。

平成30年度末における普通会計の町債残高につきましては、54億7,045万6,000円となり、駅東土地区画整理事業の進展に伴う借り入れにより前年比6,903万8,000円の増額となりましたが、今後とも起債の抑制や繰上償還による計画的な財政運営に努めてまいります。

また、地方公共団体の財政健全化判断比率については、実質公債費比率で8.6%、対前年度比0.7ポイントの改善、将来負担比率については43.7%、対前年度比4.3ポイント増とな

りました。

平成30年度の上水道会計を除く一般会計、特別会計の総決算額では、94億2,712万円、前年度比99.18%の歳入に対し、91億6,328万2,000円、前年度比98.81%の歳出となり、実質収支で2億5,623万円、前年度比115.93%に剰余金を生じ、次年度繰り越しを行うこととなりました。

なお、上水道事業会計につきましては、給水人口が1万1,864人、前年度比73人減、給水契約4,658件、前年度比34件増、年間給水量は121万9,542立方メートルで、前年度比に比べ5万1,201立方メートルの減少となり、1日平均給水量は3,341立方メートルでした。

収益的収支における収支決算においては、歳入決算で3億262万2,000円、支出決算額は2億4,638万1,000円で、収支差額は5,624万1,000円となり、消費税及び地方消費税の資本的収支調整額等を除き、4,133万7,000円が当年度純利益となりました。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

認定第1号 平成30年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定については、一般会計ほか9つの特別会計並びに上水道事業会計の全11会計について決算の認定をお願いするものであります。

報告第1号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するものであり、議案第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、現委員であります添田健男氏が今月30日をもって任期満了を迎えるため、再任の同意をお願いしたく提案するものであります。

議案第3号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、婚姻などにより、氏、いわゆる名字を変更された方が旧氏、旧名字により印鑑を登録できるようにするため所要の改正を行うものであります。

議案第4号 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第7号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての4議案については、10月からの消費税増税に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第8号 鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第9号 鏡石町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定については、保育料等の無償化に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第10号 平成30年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、決算に伴う剰余金の処分について、地方公営企業法の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

議案第11号 令和元年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）につきましては、主な歳入として、保育料無償化に伴う子ども・子育て支援臨時交付金2,690万7,000円の増額、平成30年度繰越金5,268万1,000円の増額であります。

主な歳出については、財政調整基金積立金2,700万円、保育料無償化に伴う施設利用費等で3,215万1,000円、地域おこし協力隊の募集を行うための予算286万4,000円の増など、総額で1億472万2,000円の増額補正予算であります。

議案第12号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、前年度繰越金の補正であり、議案第13号 鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についても前年度繰越金の整理であります。

議案第14号 鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましても、前年度繰越金の整理と国などの補助金、給付費負担金等の確定に伴う増額補正で、議案第15号 鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきましても、前年度繰越金の整理であります。

議案第16号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましても、前年度繰越金の整理と保留地整備に伴う増額補正で、議案第17号 鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第18号 鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましても、前年度繰越金の整理であります。

以上、今定例会に当たりまして、町営運営と、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、認定、承認、同意、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎認定第1号及び報告第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（古川文雄君） 日程第5、認定第1号 平成30年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について及び日程第6、報告第1号 平成30年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） おはようございます。

ただいま上程されました認定第1号 平成30年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、平成30年度一般会計並びに国民健康保険特別会計などの9特別会計及び上水道事業会計を合わせました11会計の決算が整いましたことから、監査委員の審査意見書と主要な施策の成果及び予算執行

実績報告書を添えて提出いたしますので、審査をお願いするものでございます。

各会計の決算概要につきましては、別冊の決算書の1、2ページの総括表によりご説明をさせていただきます。

なお、詳細につきましては、会期中に設置が予定されております決算審査特別委員会においてご説明をさせていただきますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

それでは、別冊決算書の1ページをお開き願います。

1、2ページ、こちらは10会計の総括表でございます。

まず、1番が一般会計で、歳入が60億5,693万4,000円、歳出が59億6,664万4,000円。

歳入から歳出を差し引いた形式収支が9,029万円、次に形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支が8,268万2,000円、次に平成30年度実質収支から29年度の実質収支を差し引いた単年度収支が1,636万8,000円のマイナスとなっております。

次に、2、国民健康保険特別会計でございますが、歳入が14億7,265万9,000円、歳出が13億2,593万5,000円、形式収支並びに実質収支が1億4,572万4,000円、単年度収支が4,304万円の黒字となっております。

次に、3、後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入が1億577万5,000円、歳出が1億523万5,000円、形式収支並びに実質収支が54万円、単年度収支が6万5,000円の黒字となっております。

次に、4、介護保険特別会計でございますが、歳入が10億978万2,000円、歳出が9億8,754万円、形式収支並びに実質収支が2,224万2,000円、単年度収支が767万8,000円の黒字となっております。

次に、5、土地取得事業特別会計でございますが、歳入が3,005万7,000円、歳出が3,000万円、形式収支並びに実質収支が5万7,000円、単年度収支が3,000円の黒字となっております。

次に、6、工業団地事業特別会計でございますが、歳入が4,751万5,000円、歳出が4,695万1,000円、形式収支並びに実質収支が56万4,000円、単年度収支が28万3,000円の黒字となっております。

次に、7、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計でございますが、歳入が1億4,794万1,000円、歳出が1億4,709万3,000円、形式収支並びに実質収支が84万8,000円、単年度収支が45万4,000円の黒字となっております。

次に、8、育英資金貸付費特別会計でございますが、歳入が528万9,000円、歳出が525万8,000円、形式収支並びに実質収支が3万1,000円、単年度収支が3万円の黒字となっております。

次に、9、公共下水道事業特別会計でございますが、歳入が4億8,512万8,000円、歳出

が4億8,244万7,000円、形式収支並びに実質収支が268万1,000円、単年度収支が2万8,000円のマイナスとなっております。

次に、10、農業集落排水事業特別会計でございますが、歳入が6,704万円、歳出が6,617万9,000円、形式収支並びに実質収支が86万1,000円、単年度収支が5万8,000円の黒字となっております。

10会計の合計でございますが、歳入が94億2,712万円、歳出が91億6,328万2,000円、形式収支が2億6,383万8,000円、実質収支が2億5,623万円、単年度収支につきましては3,521万5,000円の黒字となっております。

次に、上水道事業会計についてご説明を申し上げます。

別冊の上水道事業決算書をごらんいただきたいと思います。

1ページをお開き願います。

1ページから3ページにつきましては総括事項でございますが、平成30年度末の給水人口、年間給水量、そして事業実績の概要についてまとめたものでございます。

それでは、決算概要については、説明資料の4ページをお開き願います。

4ページにつきましては、平成30年度上水道事業決算報告書で、(1)収益的収入及び支出でございますが、5ページのほうになります。

収入につきましては、営業収益並びに営業外収益を合わせて、水道事業収益につきましては決算額が3億262万2,225円となりました。

支出につきましては、営業費用並びに営業外費用及び特別損失を合わせまして、水道事業費用につきましては決算額が2億4,638万1,299円となりました。当年度は差し引き5,624万926円の黒字決算となったところでございます。

次に、6ページをお開き願います。

6ページにつきましては、(2)といたしまして資本的収入及び支出についてでございます。

7ページのほうになります。

収入につきましては、企業債と出資金並びに補償金を合わせた資本的収入につきましては決算額が1億9,123万1,615円となりました。

次に、支出につきましては、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出につきましては決算額が2億6,043万691円となりました。

次に、6ページの表の下をごらんいただきたいと思います。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,919万9,076円は、過年度分損益勘定留保資金3,252万3,208円、建設改良積立金2,500万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,557万1,664円のうち、未収の消費税及び地方消費税還付金等389万5,796円を除い

た1,167万5,868円で補填したところでございます。

以上、認定第1号 平成30年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきましてご説明申し上げます。ご審議をいただき、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） 総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） おはようございます。

続きまして、報告第1号 平成30年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率につきまして報告いたします。

平成30年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、平成19年度から報告することになりました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4指標並びに資金不足比率につきまして、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、別紙のとおり監査委員の意見を付して報告するものでございます。

別冊に平成30年度鏡石町審査意見書が配付になっていると思いますので、その1ページをごらんください。

2の審査結果の（1）総合意見の一覧表に記載のとおりでございまして、平成30年度4指標のうち、表の①実質赤字比率、②の連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額が発生しないため該当しませんでした。

③の実質公債費比率につきましては、平成30年度が8.6%と前年度比で0.7ポイント改善され、④の将来負担比率につきましては、平成30年度が43.7%と前年度比4.3ポイント増加いたしました。

実質公債費比率の変動の要因といたしましては、借入金、金利ともに額の大きかった町債の償還が終了いたしまして、元利償還金の額が減少したことで改善いたしました。

将来負担比率の変動の要因といたしましては、公営企業におけます元金償還金が増加しておりまして、公営企業債等繰入見込み額が増加したこと、新ごみ処理施設建設による須賀川地方保健環境組合の地方債残高の増及び石川消防署建設によります須賀川広域消防組合の地方債残高の増によりまして、組合負担等の見込み額が増加したことで増加する結果となりました。

次に、2ページをごらんください。

平成30年度水道事業会計経営健全化審査意見書についてでございますが、平成30年度において水道事業会計における資金の不足がなかったため、該当しませんでした。

以上、監査委員の意見を付しまして提案理由のご説明を申し上げ、ご報告いたします。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から決算審査の意見を求めるとともに、報告第1号 平成30年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） 平成30年度各会計歳入歳出決算の審査並びに平成30年度財政健全化審査及び平成30年度水道事業会計経営健全化審査につきまして、意見を付して結果を報告申し上げます。

初めに、各会計の決算について申し上げます。

平成30年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書。

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 平成30年度鏡石町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成30年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成30年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成30年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成30年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成30年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 平成30年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算
- (12) 平成30年度鏡石町決算附属書類
- (13) 平成30年度各基金の運用状況

2 審査の期間

令和元年8月5日から令和元年8月7日まで。

ただし、上水道事業会計は令和元年5月24日に実施した。

3 審査の手続

この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況等及び主要施策の成果と予算執行実績報告書について、関係法令に準拠して作成されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、関係証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施した

ほか、必要と認めるその他の審査手続を実施いたしました。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計及び上水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りないものと認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りないものと認められた。

なお、一般会計、特別会計、上水道事業会計ほかの決算概要及び意見は次のとおりであります。

ナンバー1から5につきましては、主要な指標、計数等を示しコメントしたものであります。長文にわたりますため、この場では省略させていただきます。別途ごらんになっていただければと思います。

6のむすびのみの報告いたします。

一番最後のページになります。

6 むすび

今年度の決算内容を見ると、震災関連事業が一部継続中であるものの、ほぼ震災前の姿に戻ったことを物語る結果となった。ただし、依然として自主財源の確保が難しい状況にある。特に、町税の収納率に目立った向上はなく、国・県からの補助に頼る構図に変わりはない。さらに、扶助費など義務的経費の負担は重く、今後ますます重くなっていく。町の財政状況を示す財政健全化比率は年々改善されている。今、町は第5次総合計画の実現に向けさまざまな事業を展開している。これらの実現には、言うまでもなくこれら財政の堅実な運営が前提である。

当年度の決算内容から見る限り順調に進んでいると判断されるが、より住民の本位に沿った予算の執行を心がけることが最重要であろう。健全な姿であるかは財政力指数にあらわれる。まだまだ改善しなければならない指数となっている。人口の減少、長寿社会での諸費用負担等、数々の問題に直面していくことになる。

さらに、現在、上水道事業において新浄水場の建設に向けた事業が本格化しているが、これに伴う借入金（企業債）も一挙に多額となる。この償還財源をどこに求めるか、一つの考えとして水道料金の引き上げもあろう。しかし、これには限度がある。厳しい状況となっていく。水道事業の運営が町本体から切り離されているといえ、実態は町と一体のものである。今後、町当局と緊密な連絡を持ちながら、健全な経営を維持できるよう一体で動いてほしい。

景況の回復感がある中、個人・法人所得の増加につながり、ひいては税収の増加につながることを願う。当町では今、駅東区画整理内の住宅建築が活発化しているほか、町内では住

宅建築が目立つ。若者が移住しやすい環境になりつつあると思う。これに伴う人口の増加も期待できる。諸策を現実なものとし、輝かしい鏡石町の早期実現を願い、むすびとする。

決算審査については以上のとおりでございます。

続きまして、財政健全化審査の結果を報告申し上げます。

別冊になります。

平成30年度財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

各健全化判断比率は以下のとおりでございます。個々の比率は省略させていただきます。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

平成30年度は実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当しない。

②連結実質赤字比率について

平成30年度は連結実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当しない。

③実質公債費比率について

平成30年度の実質公債費比率は8.6%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④将来負担比率について

平成30年度の将来負担比率は43.7%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

財政健全化審査につきましては、以上のとおりでございます。

最後に、水道事業会計経営健全化審査の結果を報告申し上げます。

別冊になります。裏側になります。

平成30年度水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記

載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

計数は省略いたします。

(2) 個別意見

①資金不足比率について

平成30年度は資金不足額がないため、経営健全化基準に該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

以上、各審査の結果並びに意見を申し上げました。

○議長（古川文雄君） これより決算に関する一括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） これをもって質疑を終了といたします。

ここで、お諮りいたします。

認定第1号の件につきましては、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思いますけれども、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成30年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

なお、報告第1号については報告までといたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第2項の規定によって、議長において指名いたします。

平成30年度鏡石町各会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員に、1番、畑幸一君、2番、角田真美君、3番、橋本喜一君、4番、菊地洋君、5番、小林政次君、6番、井土川好高君、7番、渡辺定己君、8番、大河原正雄君、9番、今泉文克君、11番、円谷寛君の10名を指名いたします。

ここで、決算審査特別委員会の正副委員長を選任のため、休議いたします。

休議 午前11時20分

開議 午前 11 時 27 分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、ご報告いたします。

平成30年度鏡石町各会計決算審査特別委員会の委員長に 8 番、大河原正雄君、同副委員長に 2 番、角田真美君が選任されました。

◎議案第 2 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（古川文雄君） 日程第 7、議案第 2 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局参事兼局長（小貫正信君）〔第 2 号議案を朗読〕

○議長（古川文雄君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第 2 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 2 号の教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、現委員であります添田健男氏が今月 30 日をもって任期満了になりますので、再任いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意をいただきたく提案するものであります。

添田氏は、平成 27 年 10 月から 1 期 4 年間教育委員としてお務めをいただいております、人材育成の根幹である学校教育や社会教育に関心が高く、温厚で人柄もよく、教育委員として最適任者と思われまますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げます、議案の提案理由の説明といたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件につきましては質疑を省略し、採決を行います。

議案第 2 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、議案第 2 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第8、議案第3号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、長谷川静男君。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

○税務町民課長（長谷川静男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第3号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

このたびの鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の改正につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令による住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、旧氏による印鑑を登録することができるようにするとともに、所要の規定の整理及び文言の整理を行うため、鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正を行うものです。

中段からの条例の改正内容につきましてご説明申し上げます。

第4条第1項につきましては、印鑑登録申請の不受理に関する条文でございます。第1号については、その中でも不受理の除外規定でございまして、旧氏を新たに加え、氏名、氏、名、旧氏、通称は登録できるが、それ以外は登録できないとするものでございます。

また、今回、文言を統一し、条文中平仮名で表記されております「かたかな」を片仮名表記の「カタカナ」に字句の整理を行うものでございます。

第10条第1項につきましては、印鑑登録の消除に関する条文でございます。第4条で旧氏が印鑑登録等できるものとされたことから、消除すべきものとして第4号に旧氏を加えるものでございます。

附則として、施行期日を国の施行期日に合わせ、令和元年11月5日とするものでございます。

以上、議案第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了といたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了といたします。

これより採決を行います。

議案第3号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第9、議案第4号 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました議案第4号 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

このたびの条例の一部改正につきましては、消費税法の一部が改正され、令和元年10月1日より消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴う鏡石町農業集落排水施設設置条例の一部を改正するものです。

別表第2中、使用料金の一般住宅から団体及び事業所等までの料金改定で総額表示の整備をするものです。

基本料金では、一般住宅の基本料金1月当たり、1世帯当たり1,836円を1,870円に、以下、店舗及び店舗兼住宅から団体及び事業所等までそれぞれ改定するものであります。

人員割量では、一般住宅の人員割量、1世帯1人当たり324円から330円、以下、店舗及び店舗兼住宅から団体及び事業所等まで換算処理人員1人当たりをそれぞれ改定するものであります。

附則としまして、この条例は令和元年10月1日から施行し、第2項では、経過措置としまして、施行日前から継続している排水施設の使用で、施行日以後初めて使用料の支払いを受ける権利の確定するものの当該使用料については、なお従前の例によると定めております。

以上、ご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了といたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了といたします。

これより採決を行います。

議案第4号 鏡石町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決といたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第10、議案第5号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、菊地勝弘君。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） ただいま上程されました議案第5号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

このたびの条例の一部改正は、国の消費税法及び地方税法の一部が改正され、福島県道路占用料徴収条例もこれに合わせ改正されたところであり、町条例においても県に準拠した内容で一部を改正するものであります。

鏡石町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1.08」を「1.1」に改めるものであります。

附則の1としまして、施行期日については、令和元年10月1日から施行するものでございます。

附則の2としまして、施行期日の令和元年10月1日前から許可を受け、占用の終了日が令和元年10月1日以降である場合の規定の適用を定めたものであり、同様に「1.08」を「1.1」とするものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第5号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第11、議案第6号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました議案第6号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

このたびの条例の一部改正につきましては、消費税法の一部が改正され、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられることに伴う鏡石町下水道条例の一部を改正するものです。

別表第2中、使用料金の一般から公衆浴場までの料金改定で総額表示の制定をするものです。基本料金では、一般の基本料金1月につき10立方メートル当たり1,382.40円から1,408.00円に改定するものです。超過料金では、一般の11以上20立方メートル以下を149.04円から151.80円に、以下、21以上30以下から101以上まで、それぞれ改定するものがあります。また、公衆浴場の1立方メートル当たり43.20円を44.00円に改めるものであります。

附則としまして、この条例は令和元年10月1日から施行し、経過措置としまして、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日以後初めて使用料の支払いを受ける権利の確定するものの当該使用料については、なお従前の例によると定めております。

以上、説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第6号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第12、議案第7号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました議案第7号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

このたびの条例の一部改正につきましては、消費税法の一部が改正され、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに伴うもの。また、水道法の一部が改正され、指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されたため、鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正するものです。

第25条第1号の表中、専用給水装置の家庭用から臨時用までの料金改定で総額表示の整備をするものであります。基本料金では、家庭用基本料金1月につき5立方メートルが907.20円から924.00円に、以下、団体用から車庫用までそれぞれに改定するものであります。超過料金では、家庭用の階層別で6～10立方メートルまでが1立方メートルにつき194.40円が198.00円に、以下、11～20から31～までそれぞれ改定とし、団体用から臨時用についてもそれぞれ改定するものであります。

同条3号では、水道メーターの1月の使用料の改定です。合計13ミリメートルでは71円を73円に、以下、20、25、30、40、50、75、100ミリメートルまでのメーターそれぞれに改定するものであります。

第32条の2第1項の表中では、給水装置の新設または改造に伴う水道加入金では、合計13ミリメートルでは8万6,400円を8万8,000円に、以下、20ミリメートルから75ミリメートルまでそれぞれに改定するものであります。

第33条は手数料であり、水道法の一部が改正され、指定給水装置工事事業者の指定に5年

ごとの更新制が導入されたことによる改正であります。第33条第1項に第7号更新手数料、指定業者1件につき5,000円の一言を加えるものでございます。

附則としまして、この条例は令和元年10月1日から施行し、第2項では経過措置としまして、施行日前から継続して供給している水道及び水道メーターの使用で、施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利の確定するものの当該料金については、なお従前の例によると定めております。

以上、説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第7号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第13、議案第8号 鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、根本博君。

〔教育課長 根本 博君 登壇〕

○教育課長（根本 博君） ただいま上程されました議案第8号 鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

このたびの改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及び子ども・子育て支援法施行令の施行に伴いまして、鏡石町立幼稚園における授業料無償化に伴う所要の改正を行うものでございます。

次が改め文となります。

鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例です。

まず、第3条、入園料の規定につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、入園料の規定を削除し、第4条、授業料の規定については、幼児教育・保育の無償化に伴い、授業料の無償化を規定するもので、第1項中、「国が定める額を上限として町長が別に定める。」を「無料とする。」に改め、第2項及び第3項を削り、同条を第3条とするものでございます。

さらに、授業料の無償化に伴い、第5条入園料及び授業料の減免から第7条授業料延滞時の出席停止またここまでの規定を削除し、第8条の規定につきましては第4条に繰り上げて改正するものでございます。

附則としまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第8号 鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第14、議案第9号 鏡石町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、根本博君。

〔教育課長 根本 博君 登壇〕

○教育課長（根本 博君） ただいま上程されました議案第9号 鏡石町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

このたびの改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及び子ども・子育て支援法施行令の施行に伴い、鏡石町立幼稚園においても保育が困難な園児を対象として預かり保育の無償化等に伴う条文の改正を行うものでございます。

次が改め文となります。

鏡石町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例でございます。

まず、第2条、預かり保育の対象とする園児の規定を、第1号は、子ども・子育て支援法第30条の4第2号、家庭において必要な保育を受けることが困難であると認められる園児に該当し、かつ法律第30条の5第1項に規定する認定を町から受けた園児とし、第2号は前号に該当しない園児で臨時的に家庭での保育が困難な園児と改めたものでございます。

第3条の預かり保育の規定につきましては、第2条の規定で対象児童のうち第1号に該当する園児には無料とし、第2号については1回当たり500円と改めるものでございます。

第5条は、利用手続の規定の文言の整理を行うものでございます。

附則とし、この条例は令和元年10月1日から施行するものとします。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第9号 鏡石町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第15、議案第10号 平成30年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました議案第10号 平成30年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由を申し上げます。

このたびの未処分利益剰余金の処分につきましては、前年度決算に伴い剰余金の処分につきまして特定の目的に使用するための積み立てとするもの、また、積立金を取り崩し、補填財源として使用したものを資本金として組み入れるものにつきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成30年度鏡石町上水道会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求めるものであります。

平成30年度末残高8,713万3,633円、議会の議決による処分額6,700万円、内訳、減債積立金の積み立て200万円、建設改良積立金の積み立て4,000万円、組み入れ資本金の増加2,500万円でございます。処分後残高が2,013万3,633円となっておりまして、次年度へ繰り越

すものでございます。

以上、ご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第10号 平成30年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、議事の都合により、昼食を挟み午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時58分

開議 午後 1時00分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第16、議案第11号 令和元年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第11号 令和元年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書17ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、保育料の無償化に伴う関係経費及び地域おこし協力隊員の設置関係経費並びに繰越金の整理などを行う補正予算で、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億472万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億7,895万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、24ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、質疑に入る前に一つご報告がございます。

農業委員会会長におきまして、午後、所用により欠席の申し出がありましたことをご報告申し上げます。報告がおくれましたこと、大変申しわけありませんでした。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 7番議員の渡辺でございます。

ただいま上程されました議案第11号、その中の30ページからであります財政調整基金のことでお尋ねしたいと思います。

ただいまの説明では、財政調整基金の積立金が2,700万円と計上されたわけでございます。監査委員の報告書を見ますと、7月現在残高、財政調整基金が9億3,100万円あります。これらについて、今後どのように使用していくのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

財政調整基金、私が町長就任時の財政調整基金の残高は約2億5,000万円弱でありました。現在9億円ということでありましてけれども、今回の、細かいところはこの後、総務課長から数字については答弁させますけれども、内容的には、31年度の予算の中でも繰り入れをしてございます。その中で、数字はちょっと細かいところは別にして、いわゆるある程度の財政

調整基金というのは、私は五、六億円常に持つことが、どんなことがあっても対応できる財政調整基金かなど。目標はそのような数字で積み立てをしていきたいと。あとは、繰り入れとか、9億円の中には繰り入れもありますので、そういう目標を持ちながら実施して、いわゆる財政を圧迫させないような、そういった調整基金にしていきたいと申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 7番議員の質疑にご答弁申し上げます。

財政調整基金の使用目的等につきましては、ただいまの町長の答弁のとおりでございますけれども、財政調整基金積み立てにつきましては、各年度の繰越金の半分以上を積み立てするという決まりがありまして、地方財政法第7条第1項の規定によります積み立てでございます。これにつきましては、平成30年度実質収支額といたしましては8,268万1,385円がありまして、それを2で割りますと約4,200万円となります。こちら、補正前の額が1,508万円となっておりますので、補正額、今回2,700万円を積み立てしますと、先ほど申し上げたとおり8,200万円の半額については4,200万円ということでございまして、その地方財政法に基づく積み立てだというもので、使用目的については先ほどの答弁のとおりということで、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） お伺いいたします。

まず、26、27ページの寄附金のほうのふるさと納税1,500万円というふうに計上されておりますが、これは何口くらい、何人から1,500万円を上がったのかという内訳をお尋ねいたします。

もう一つは、これに関連して、次のページの28、29ページのほうの企画費の中のふるさと納税業務委託141万6,000円、さらには、ふるさと納税返礼品発送業務の補助金600万円を計上されておりますが、これについてもう少し詳しく、いわゆる何を返礼したのか。それで、業務委託と発送業務補助金の違いといいますか、これ、どういう内容なのか、お尋ねを申し上げます。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。

27ページでございますけれども、ふるさと納税1,500万円ということでございますが、このたび、インターネットのポータルサイトの楽天と委託契約を締結するというところでございまして、現時点では、昨年度からさとふるということで業務委託をしております。このたび、新たに楽天さんと委託契約を締結したいと考えております。その中で、楽天さんは納税額、寄附額に対して手数料としては8.5%、約8.5ということございまして、その中で、あともう一つは、今後、楽天さんと契約することによって、ふるさと納税が増額するだろうという予想を持っております。参考までになんですけれども、一応駆け込み納税というのがありまして、10月から12月の末まで全体の65%程度がそちらに集中するというところでございまして、今後、その楽天さんの関係でふえるだろうということでの見込みで、件数等はそちらは見込みとしてはカウントしていませんけれども、額としまして1,500万円ということでご理解をいただきたいと思っております。

それで、あとは、先ほどの歳出のほうでございますが、29ページのほうの件もございまして、そちらの委託料につきましてご理解をいただきたいと思っております。それで、先ほども申し上げたとおり、パーセントとしましては納税額の8.5%という見込みをもちまして141万6,000円を計上しております。

なお、返礼品につきましては、観光協会さんのほうに補助ということで考えております。内容については既存のというか、内容としては変更はないように、町の特産品ということで、そちら対応していただくということで、今回その1,500万円に見合った額を観光協会のほうに増額ということでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 9番、今泉でございます。

二、三お尋ねいたします。

本当は全協で聞けばよかったんですが、本会議で聞くのはパフォーマンスだと言われている議員の方もおいでになるようございまして、しっかりとここでご議論させていただきたいというふうに思っております。

まず一つは、29ページの、これは企画費の中で出てくるんですが、ここの地域おこし協力隊報酬ということで240万計上されております。また、社会保険料も入っておりますけれども、これ、県内で地域おこし協力隊というのはかなり多くの方々ももう就業しております、

我が鏡石町ではなぜこれを導入しないのかなというふうに常々私は疑問に思っていたところなんです、全然当初から何のあれもなく、急にここへ来てぼんとこんなふうに補正でやってくるということは、何かこれ大きい事業とかあるいは急遽必要な事案が発生したから、このような形で協力隊というものを計画されたと思うんですが、その辺の明細をまずお尋ねいたします。

あと、それから2つ目は、33ページのここもなんです、ここは児童福祉総務費のほうなんです、これの保育無償化事業というのが今回大きく上がってきているんですが、それに関連していると思うんですが、これは無償化に対する補助金というふうな形じゃなくて、臨時職員の賃金ということで250万ほど計上になっていますが、これ、何でこのような臨時職員が必要になってきているのかということをお尋ねいたします、2つ目は。

あと、それからちょっと、先ほど町長の説明にも、要旨の中にも説明があったんですが、実は、先日の全協でも、私質問したんですが、11月に沖縄の北谷町において米の販売、これをかなり大々的に計画されているように伺いました。これは、「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業補助金ということで、これから計上になるかわからないんですが、11月にやるのであれば、もう本議会にこれはかかれないと、執行した後の12月議会ですと、使いましたから承認してくださいというふうな内容になってきますから、それでは全然予算とか何とかの関係なくなってきちゃうと思うんです。これはかなりの額になってくるような、先日のお話だったんですが、これはイオンとのプロジェクトというふうなことでございますが、それは本来であれば、今回のこの補正予算の中で計上して我々のほうに内容を説明して議決をした後に執行されるものであろうというふうに思いますけれども、その辺はどんなふうに対応していくのかお尋ねいたします。

あと、それから私がちょっと耳が遠くなってきちゃったものですから、事務局のほうに少しちょっとボリューム、答弁のほうは上げていただければ助かります。

以上です。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

私のほうからは、地域おこし協力隊について申し上げます。

今、なぜなのかということでありまして、いわゆる来年度、新年度に向けまして、やはりある程度の準備、そういったことも必要だと。もう一つは、周辺も含めて協力隊を募集してもなかなか集まらないということもちょっとお聞きしています。ですから、事前にやはりしておくことが大事だということでもあります。特に、この地域おこしについては、いわ

ゆるかんかんてらすも1年過ぎたと、そして私もお話ししているとおり、我が町には、農地が、いわゆる遊休農地もあると、そういった、あと、さらには農産物等もあります。さらには、観光協会のいろんな仕事も、そういったことも含めて、しっかりとそういったものをコーディネートしながら、我が町の観光さらには農業、そういったものについて、しっかりやっていただく方をすると、そういったもので募集をしていきたいということでの、今回提案をしたところであります。

以上であります。

あと、そのほかについては、担当課長から申し上げたいと思います。

○議長（古川文雄君） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

幼児教育の無償化に伴います臨時職員の経費でございますが、全面的なシステム改修が伴いまして、入れかえに伴います事務職員が必要ということで、今回計上させていただきました。

なお、それに伴います決定通知等の煩雑な作業が今後あるために、今回補正予算で人件費を計上させていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 産業課長。

〔産業課長 橋本喜宏君 登壇〕

○産業課長（橋本喜宏君） 先ほどの質疑に対しましてご答弁申し上げます。

最初の「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業、実施要綱に基づくものなのですが、こちらのほうの予算につきましては、当初予算で水産業の県補助金ということで農業費補助金としまして、名前が大変申しわけなかったんですが、農林水産物PR支援事業補助金という名前で300万円ほど計上しておりまして、そちらのほうの財源を使っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 2点ほどお聞きします。

31ページですけれども、介護保険費で委託料、日常生活圏ニーズ調査等業務委託396万となっていますけれども、これの内容を教えてくださいたいと思います。

それから、次のページの33ページの林業振興費の委託料、経営管理意向調査準備業務委託60万、これも内容です。それで、これ準備となっていますので、本調査というか、その委

託もあると思うんですけども、それらはどのくらいかかるのか、予定でいいんですけども。それと、これは職員ではできないのかということです、これ。委託しておりますけれども、職員でできないのかどうかと、それらをお聞きいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） 5番議員の質疑にご答弁申し上げます。

ニーズ調査の委託料396万円につきましては、3年に一度の第9期高齢者保健福祉計画並びに第8期の介護保険事業計画のためのアンケート調査を実施するものでございます。これにつきましては、町内在住の65歳以上を対象とした調査でございまして、介護予防、日常生活に関するニーズ調査を項目別に分けまして、在宅介護実態調査等も含めまして調査を行うものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、9月1日現在の65歳以上の人口につきましては、約3,500人弱という方を対象に実施したいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（古川文雄君） 産業課長。

〔産業課長 橋本喜宏君 登壇〕

○産業課長（橋本喜宏君） 質疑にご答弁申し上げます。

33ページの経営管理意向調査準備業務委託ということですが、こちらのほうにつきましては、そこの財源内訳にありますように、森林環境譲与税の関係でございまして。森林環境譲与税は、今回初めて補正としまして新設の譲与税として計上させていただきましたが、こちらのほうにつきましては、間伐とか人材育成等のほかに、人工林の保管というか管理につきまして、人工林をやっている経営者の方につきましては、どのような、今後どういう経営をしていくかというような形で、最終的に町のほうでもその経営のご努力というか、そういうような形で計画を立てる必要があります。そちらのほうの経営の意向調査ということで、どのぐらいの人工林を持っている所有者の方が今後どういうふうな形でその経営をしていくかどうか、もしかするともしないとか、改めてこれからやるとか、そういうような意向をするための準備調査として、町のほうに人工林49ヘクタールぐらいございまして、そちらのほうの所有者に伺いまして、今後の意向を調査するための所有者、面積等の準備事業でございまして。

職員でできるかどうかという点につきましては、長い時間をかければできる量ではあります。今後の計画とか、その先のことを考えていきますと、業者のほうに委託してデータとして集約したほうが可能かなというふうに判断しまして、委託ということにさせていただきました。

以上です。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 4番、菊地でございます。

前に今泉議員から質疑がありました29ページの地域おこし協力隊について質疑をさせていただきます。

先ほどの今泉議員の質疑の中でも、目的というか、どんなふうな形で地域おこし協力隊を使っていくのかというふうな質疑がありましたが、実際にどの部分で特化した協力隊員を募集していくのかという点と、それから、これは多分国からの補助金があると思うんですが、先ほどの説明ですと、2名という募集の人数をお伺いいたしましたけれども、今後、例えば国からの補助金のぐあいによっては人をふやしていくことも考えられるのかどうか、その辺についてお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、地域おこし協力隊、これについては、何に特化して行うのか、これにつきましては、先ほどもちょっと触れましたけれども、いわゆる我が町の農業、こういったものについて、どう振興していくか、特に、遊休農地も含めて、しっかりしていきたいということが一つと、もう一つは、観光とこういったものをどう結びつけていくか、こういったことを含めて、観光協会も含めて、あとかんかんてらすです。こういったものを特化しながらやっていけば、農業関係1名、いわゆる観光部門1名という、そういうような中身で協力しながらやっていくことができないかという、そんなことで、今回、予算を上げさせていただきました。

あと、財源の部分については、担当課長から申し上げます。

○議長（古川文雄君） 総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 4番議員の質疑にご答弁申し上げます。

財源ということでございますが、地域おこし協力隊に関しては特別交付税措置ということでございます、基本的には100分の100とか10分の10ということで考えております。

参考までになんですけれども、この人件費につきましての積算根拠をお話しさせていただきますと、半年分ということで、1カ月20万円掛ける2名掛ける6カ月ということでの240万円ということでご理解いただきたいと思うんですが、これにつきましては補助基準がござ

いまして、月額20万円ということがアップーというか、最高額ということでございまして、これにつきましては、そのような形で今回補正予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

○10番（木原秀男君） 10番議員、木原でございます。

33ページですよ、有害鳥獣被害防止対策事業2万4,000円、委員報酬というふうになっているんですが、この方たちの仕事の内容と人数というふうなことでございますが、よろしくをお願いします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 橋本喜宏君 登壇〕

○産業課長（橋本喜宏君） 10番議員の質疑にご答弁申し上げます。

有害鳥獣被害防止対策事業ということで、ことしの3月にこちらのほうを発足の条例というか、そちらのほうを上げまして、当初は7名の予定で、委員の方を選出する予定でございましたが、こちらのほう、猟友会が中心でございまして、猟友会の方のほうが増員になりまして、最終的に9名で、このうち1名は職員のほうでわなの資格を持っている者がいますので、1名がいますが、猟友会8名ということで、こちらのほうにつきましては、活動内容につきましては、禁猟区間でなくて、猟の期間に問題があるイノシシ等の駆除というようなのが主な内容になってきております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号 令和元年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件について採決いたします。
本案について原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情について

○議長（古川文雄君） 日程第17、請願・陳情についての件を議題といたします。

会議規則第86条の第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 1時45分

第 2 号

令和元年第1回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和元年9月18日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	6番	井土川好高君
7番	渡辺定己君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	10番	木原秀男君
11番	円谷寛君	12番	古川文雄君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長 選挙管理 委員会書記長	小貫秀明君
税務町民課長	長谷川静男君	福祉こども課長	関根邦夫君
健康環境課長	角田信洋君	産業課長	橋本喜宏君
上下水道課長	吉田竹雄君	都市建設課長	菊地勝弘君
教育課長	根本博君	会計管理者 兼出納室長	倉田知典君
農業委員会 農事務局長	柳沼和吉君	農業委員会	菊地榮助君
選挙管理 委員会委員長	大河原八郎君		

事務局職員出席者

議会事務局 参事兼局長	小貫正信	主任主査	鈴木淳子
----------------	------	------	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は議事日程第2号により運営いたします。

ここで、傍聴者記念表彰のため暫時休議いたします。

休議 午前10時00分

開議 午前10時02分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（古川文雄君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 木 原 秀 男 君

○議長（古川文雄君） 初めに、10番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

○10番（木原秀男君） 皆さん、おはようございます。

令和元年、鏡石町議会の選挙後の初の議会でございます。

平成時代は自然災害が多い年でしたが、令和時代にも入りまして地球の温暖化などの影響によりますか、世界中であらゆる自然災害が予想される年でございます。特に、さきの8月の台風15号の被害は、千葉県南部方面に甚大な被害をもたらし、いまだに大停電やインフラ整備の回復のおくれにより生活に多大な支障を来しております。くれぐれも早急な復旧を祈るばかりでございます。

ただ、困ったことには、この場に及んで悪徳商法、修繕費用詐欺が横行してきておるといふことでございます。被害者に輪をかけて大変な状況になっているということでございます。人間の醜さが露呈しているということでございます。ただ、感謝しなければならないのは、地域の消防団やボランティアの方々、さらにいつも活躍される自衛隊の方々の並ならない努力でございます。これには頭が下がる思いでございます。

早速、質問に入りますが、私の質問は、令和元年8月25日投開票の鏡石町議会議員選挙の総括についてでございます。選挙期間中に町民から伺いました町民の声ということでございますが、自戒と反省を含めたことで率直な意見を述べさせていただきます。

最初にお断りしておきますが、差しさわりのある意見もあると思いますが、ご容赦願います。執行の方々も答弁に苦慮することがあるかと思しますので、そのときは遠慮なく言っていただければありがたいと思います。

まず1つ、(1)の①ですが、鏡石議会は魅力のない議会と言われておりますが、原因は何かということでございます。ひとつ答弁願います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

それでは、ご答弁申し上げます。

魅力のない議会の原因は何かというようなご質問でありますけれども、それにつきましては、執行としてお答えする立場にはないとまず申し上げたいと思います。そういう中で、木原議員さん自身、魅力があって、そして、やりがいがあって議員になられたものと思いますけれども、その辺をお聞きしたいところではありますけれども、お聞きはしません。

そういう中で、一般論として言われているということを申し上げますと、1つは政治への無関心。政治への諦め。そして、選挙の争点が見当たらない。地域の結びつきの低下。支持政党がない。そして、女性議員がいない。若い議員がいない。議員の高齢化。そういったものがあるがゆえに興味ない。

○議長（古川文雄君） 木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

○10番（木原秀男君） 町長の答弁は、大体予想しておりましたとおりでございますが、とにかく今回の投票率は56.98%、前回は64.75%で、7.7ポイント下がっているということでございます。直近の参議院選挙も55.68%ですので、1.3ポイント上回っただけでございます。

今、町長がおっしゃったような魅力のない議会ということで、非常に言いにくい、答弁しにくい質問だと思いますが、私なりに考えてみましましたら、一応、選挙前は無投票にしたいというような話が横行いたしまして、女性議員の立候補者とか、また、わからない人たちが立候補してくるというような架空の話もござまして、結局その反動ではないかと思っております。最終的には変わりばえのない顔ぶれで、40代が1人と、50代はなしと、60代6人、70代6人、これでは新鮮味に欠ける議会構成になるのではないかと憂えておりました。

その極めつきは、議会の中の雰囲気が悪いというような声もございました。いろいろ思い

当たる節も、我々も反省しなければならないことばかりでございましたので、いろんな面で議会は活性化されなければならない、そのような反省と自戒を込めなければならないと思っております。

②番のほうですが、この無関心さが無効票の100票につながったと思うんですけれども、この無効票の100票の意味するものは、今、町長がおっしゃったようなことかとも思いますが、さらに具体的にでも考えていることでもございましたらば答弁願いたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（小貫秀明君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

中身としましては、意味するものは何かというご質問でございますけれども、100票の中身、内訳のみご説明させていただきたいと思えます。

令和元年8月25日執行の鏡石町議会議員一般選挙におきましては、投票総数が5,893票のうち100票が無効票でございまして、率にしまして1.7%になります。これは過去の各種選挙についてもおおむね同程度の比率となっております。

無効票の内容につきましては、白票が52票、単に雑事を記載したものが25票、候補者の指名のほか他事記載したものが9票、単に記号、符合を記載したものが7票、候補者の何人を記載したかを確認しがたいものが3票、2以上の候補者の氏名を記載したものが3票、候補者でない者、または候補者となることができない者の氏名を記載したものが1票となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

○10番（木原秀男君） 無効票の100票の中身を具体的に言っていただきましたが、やはり例年並みの無効票というふうなことでございますが、ことしは、今回は投票率が低いせいか、目立った数字というふうな立会人からの話もございました。

いろんな面でこの無効票をなくするには、どういうふうにしたらいいのかということの質問を再質問として申し上げたいと思えます。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（小貫秀明君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

無効票を極力少なくする方策とは何かというご質問でございますけれども、これにつきましては、投票の手法につきましては、今後とも啓発活動、PRに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

○10番（木原秀男君） 要するに、啓発というふうな答弁でございましたが、啓発が、前回も同じくらいの無効票であるとするれば、啓発が足りないということをおっしゃっているのか、それともまた反省として、啓発の仕方は今度どのようにすればいいのか、そういうふうなことを考えておられましたらば答弁願います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（小貫秀明君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

これにつきましては、若年層も含めまして、学校等、投票の仕方につきましては工夫を加えるなど、工夫をしながらPRに努めてまいりたいと、あとは広報並びに回覧につきまして複合しながら、今後ちょっと検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 今泉議員に申し上げます。携帯電話持ち込み禁止でございます。

木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

○10番（木原秀男君） ただいま答弁いただいたとおりでございますが、今回はそういうことのないように、啓発かたがたよろしく願い申し上げます。

③についてでございますが、投票率の低い第10投票区、境地区でございますが、なぜこの地区は、働き盛りの方たちが多いのに、原因は何かということなんですが、不在者投票が146票、まあまあですが、投票率が41.70%と最下位です。2位は旭町、第8投票区の旭町でございますが、第10投票区境地区は、働き盛りの方たちが多いのですけれども、そしてまた不在者投票もまあまあですが、今後のこの投票率に関してはどのように考えているかお尋ね申し上げます。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（小貫秀明君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

第10投票区、境地区でございますけれども、その投票率が悪い原因とはとのご質問でございますが、選挙の投票率につきましては、先ほどお話ししました令和元年8月25日執行の鏡石町議会議員一般選挙についてに限らず、全国的に年々低下する傾向にございます。この理由といたしまして、各種報道などでは、先ほども町長よりご答弁申し上げた中身を繰り返してございますけれども、一般論といたしましては、政治への無関心、政治への諦め、選挙の

争点が見当たらない、地域の結びつきの低下、支持政党がないなどの理由が挙げられております。この傾向は年齢が若くなるほど顕著にあらわれておりまして、投票率も低下する傾向でございます。

このような状況を踏まえまして、第10投票区の投票率を見ますと41.70%となっております。町全体の投票率56.98%と比べまして15ポイント以上低い数字となっております。原因として考えられることは、境地区は区画整理事業によりまして整備された住宅地に住む方の率が高いことから、比較的年齢が若く、地域のコミュニティーができた時期も比較的新しい地域でございます。このことから、さきに述べた全国的な投票率の低下傾向が、鏡石町内においてより顕著にあらわれている地域であると考えられております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

○10番（木原秀男君） （2）の①なのですが、聞こえてきた町民の声ということでお話しをしたいと思います。

町政懇談会はなぜなくなったのかについてでございますが、これは今まであったんですけども、この数年間はやった記憶がちょっと私はないんですが、なぜなくなったのかについてお尋ね申し上げます。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

町政懇談会につきましては、町づくりにおける広報及び広聴の重要性に鑑みまして、行政区を単位として開催し、町民の生の声を聴取し、鏡石町の将来のあり方を探るとともに、総合計画に位置づけられました町づくりについて、全町民の方々と一丸となって取り組むことを目的に今まで開催しているところであります。

そうした中で、町政懇談会につきましては、平成25年度から4年ごとに実施しておりまして、次回につきましては、区行政区長さんらと十分な協議をした中で、令和2年度の開催を予定しているところであります。なお、町政懇談会からいただいた町民の皆様からの生の声を、第6次の総合計画に反映させてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

○10番（木原秀男君） なくなったのではなくて4年ごとの開催というふうな話を承ったわ

けでございいますが、この町政懇談会、3区の悪臭問題の件ですが、この問題は平成17年、土地の所有者の移転により、食用牛の搬入が原因で悪臭問題が発生したということでござい
ますが、このときの記録を見ましたが、結局そのときも前の町長、木賊さんとか前の課長の木
賊課長とかが出席をして、この問題が取り上げられていたのです。いたんですよ。それを行
政側が真面目に取り上げていなかったと私は思うんですよ。これは非常に不愉快ですよ。
そのときにきちっとした対応をしていればこの問題は起きなかったと思うんです。これは、
やはり今後も大きく伸びまして、大きく続きまして、大変な問題になるのではないかなとい
うふうに思っております。ただ単に町政懇談会をやればよいということではなくて、そのいた
だいた意見を真剣に対応していただかなければ、何のための町政懇談会かわからなくなると
思うんです。その意味で、町政懇談会に対する、今、姿勢を町長からお聞きしましたけれど
も、いろんな面での反省というふうなことで、なぜこの悪臭問題が3区のほうで長引いてい
るか、その原因をお聞きしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 悪臭問題についてという質問がありましたけれども、私は22年6月か
ら町長になりました。その前のいわゆる前任者の中での行った中身であります。その中身
についてとやかく言う必要は私はないと思いますけれども、その私が就任してから、この悪
臭問題については、町政懇談会の中での言ったかもしれませんけれども、それとはまた別に、
やはり特殊なものについて、これについてはしっかりと町が対応すべきというふうに私は考
えておりまして、当然、そういう中で対応いたしまして、いわゆるこの悪臭の基準、これに
ついて厳しくさせていただいたと。これもその後の速やかにこの対応をするということでの、
そういった対応をさせていただいたということでございますので、これからもそういったこ
とでしっかりと、その個々の問題についてしっかりと考えて、そして対応していきたい。そ
の部分についても、いわゆる悪臭問題についても対応してきていますし、今も対応している
ということをご理解いただきたいと思います。

○議長（古川文雄君） 10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

○10番（木原秀男君） だからね、今対応しているからいいということじゃなくて、結局、
町政懇談会のときに出た問題を真剣に対応、その当時取り上げていけば、こういう問題が起
きなかったということを私は言いたいんですよ。形だけ、魂を入れないような懇談会じゃな
かったんですかというふうなことを私は言いたいんですよ。いろんな面での反省はあると思
うんですが、今、とりあえず下火にはなりましたけれども、やはりすみ分けというものは大
事だと思うんですよ。今後、どういうふうな方向に進まなければならないのか、進めたいの

かを考えとしてお聞かせください。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） この公害の悪臭問題については、私も常に関心を持って対応しているつもりです。ですから悪臭問題の代表者にも時々お話をさせていただきますし、多分、基準値を下げたことによって、それ以降、多分それ以上の今、頭数とかはなっていないというふうに思われます。そういう中で、これからもぜひとも代表者の皆さんと一緒にこの問題は真剣に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古川文雄君） 10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

○10番（木原秀男君） あのね、私の言いたいことはね、その当時、真剣に取り上げていたらこういう問題にならなかったということで、今、真剣に対応したいというふうな答弁がございましたが、やはり今後もいろんな面で長続き、戦いは続くんではないかと思うんです。また本当に、そして3区の地元の役員の方々も真剣になっていない、これ自体は不思議なことなんです。ささいなことですけれども、小さなことでもやはり真剣に取り上げるべきだと思います。町長の答弁は一生懸命やっているというふうなことの答弁ということに承っておきます。

2、なくなったものの一つに、選挙の件にちょっと戻っちゃいますが、立候補者の合同立会演説会が前あったんですが、前回まではあったんですが、それが勤青ホームで行いました。そして、当日になってキャンセルした候補者もいました。要するに、選挙カーでががあががなり立てているよりは、やはりその辺で、一発で合同演説会を開催したほうが合理的ではないかということなんですけれども、非常に難しい質問かもしれませんが、できる範囲で答弁願います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（小貫秀明君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

立会演説会は、立候補者に認められました選挙活動の一つでございまして、立候補者の判断により実施するものでございます。

ご質問にあります合同立会演説会につきましては、過去の町内の選挙において実施された経緯がございまして、第三者の団体などの呼びかけに応じまして、各立候補者の方々が同じ日時に同じ場所で立会演説会を行ったものであると認識しております。町選挙管理委員会や行政が関与するものではございませんから、合同立会演説会がなくなった経緯については把

握しておりません。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

○10番（木原秀男君） 確かにこの質問は、民間団体、候補者の合同の立会演説会でございますから、町としては答えにくいのは当然でございます。私が言いたいことは、要するに、一発でがあがあ選挙カーでがなり立てるよりはいいのではないかというふうなことで質問申し上げたわけでございますが、これは第三者団体が主催者となってやったわけでございます。今後とも町、要するに町議会議員とか、町長選挙においては身近な選挙でございますから、そのような合理的な方法をとったほうがいいのではないかなというふうなことで申し上げた次第でございます。その辺で納得しております。

それから（2）の3として、町民の声ですけれども、立候補者全員の健康診断書が必要ではないかということでございますが、この辺も議会の問題かなというふうにも思っております。しかし、自分の健康を守れない候補者が町民の負託に応えられるかということが非常に私は疑問に思っております。年齢は関係ございません。その人間の個人的な体力、気力、やる気の問題ですから、そういうふうなことも一つ町民の声として伺われたことでございますが、これもまた答弁しにくいあれかもしれませんが、できる範囲でご答弁願います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（小貫秀明君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

立候補者の健康診断の必要性はないかのご質問でございますけれども、町議会議員選挙に立候補する者の要件、被選挙権につきましては、健康診断の受診結果の判断基準はございません。ですので必要はないということで認識をしております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

○10番（木原秀男君） あのね、その執行のほうの答弁というのは、木で鼻をくくるような答弁なんです。なぜかという、候補者は自分の健康に責任を持たなきゃならないんです。年は関係ないと言っていますよ。個人差がありますから、10年若くなっておりますから。ただ、規定にはないというふうに言っておりますけれども、見た目というやつあるでしょう。見た目の感じも、答弁できないとは思いますが、私からすれば、やはりやる気、本気、そういうふうなものが必要とすれば、ある程度会社に入るのにも健康診断というものも提出しなければならない、議会においても誓約書なんかは提出させられておりますよ。だ

から、規定になくてもある程度の、やっぱり周りから見られるわけだから、必要なではないかなというふうに私は思っておるんです。もう一度、答弁願います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（小貫秀明君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

大変申しわけございませんが、繰り返しで大変恐縮でございますけれども、いわゆる町議会議員選挙に立候補する者の要件、被選挙権には、健康診断の受診結果の判断基準は現時点ではございませんので必要ないということで認識しております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

○10番（木原秀男君） わかりました。

それから、その他の意見といたしましては、町民の声ですよ。議員報酬の日給制が必要だと。また、ある程度の議員の、今言った答弁のほうになっちゃうのかなと思って、定年制というふうなやつがありますね。こういうふうな声も出ていました。定年制。ある程度の目安です。あと勤務評定というふうな話も出ていました。ただ単に税金泥棒みたいなことをしちゃならないんだよと、そういうふうな話もございました。この辺の答弁も大変ですが、考え方があればよろしく願います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（小貫秀明君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

地方自治法第203条に基づきまして、町議会議員には報酬等が支給されることとなっております。支給額や方法については町の条例で定めることとされています。通常、議員報酬につきましては、町特別職報酬等審議会において審議されまして、必要に応じて見直しが行われることとなっております。日当制については、現在採用している自治体は少なく、福島県内では矢祭町のみとなっております。

次に、議員年齢の定年制についてでございますけれども、執行といたしましてお答えできることは、現在、町議会議員の立候補の年齢要件が25歳以上であり、年齢の上限はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

○10番（木原秀男君） 予想された答弁です。努力した答弁というふうに言ってもよろしい

かと思えます。ただ、町民から見た目は悪い。非常に悪い。税金泥棒と言われている。これは自分で自浄意識がなければ判断できない問題だと思うんですよね。しかし、自浄能力もない人間であるから、その辺の答弁は規定どおりの答弁でよろしいかと思えます。

⑤についてですけれども、夜間議会、土曜・日曜議会、こども議会の必要性でございますが、子供の議会は鏡石でも行いまして、非常に評判がいいというふうなことでございます。傍聴人が非常に日中は少ないというふうなことで、やはり夜間議会、土曜・日曜議会も考える必要があるのではないかという時代に入ってきたと思うんです。その辺の、大変な答弁ですがよろしくをお願いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

夜間議会、そして土曜、日曜の議会、さらに子ども議会も必要ということになりますけれども、現在、全国には地方議員のなり手不足等の理由によりまして、多くの自治体が休日、あるいは夜間議会を実施しまして、同時に仕事などで平日や日中忙しい住民の傍聴の機会を確保するというものでございます。夜間議会、そして土曜・日曜議会の開催につきましては、議会側としてご議論いただいて、そしてご提案していただければ、執行側といたしましても前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

ただ、こども議会でありますけれども、やっぱりそれについては小学生の意見や要望を町づくりの参考とするために、平成25年度から昨年度まで3度開催しております。初めは、ご承知のように役場議場を会場としまして、各小学校の代表者の方で実施してはいたしましたが、昨年度から、多くの子供たちに議会の雰囲気を感じてもらいたいという考え方の中で、学校でのいわゆる出張こども議会として開催をしております。今年度につきましても11月初旬に開催を予定しているところでございます。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

○10番（木原秀男君） 時代の流れというものでしょうか、やはり夜間議会、土曜・日曜議会の必要性が来ているのかなというふうにも考えられます。その場合においては、執行のほうでは全面的に協力するという意見をいただいて安心しております。

それから、次の質問に移ります。

(3)の③、沖縄北谷町との子供の交流について再開してほしいということなんですけれども、他の議員の方々も考えていることは一緒だと思うんですが、要するに、今、沖縄北谷町との交流は、産業課を中心に観光交流ではないかといううわさもあるんです。なぜかとい

うと、子供を抜いちゃっているんですよ。この前も沖縄の北谷町の方が仙台の研修の帰りに寄っていただきましたが、結局、鏡石町では子供が北谷町に来る様子はないのかというふうなことを伺ってきてくれというふうに言われてきたというふうに言っておりました。いわゆるなぜ子供を抜いた交流が盛んになってきたのかということを反省かたがた答弁願います。

○議長（古川文雄君） 木原議員、（3）の③今やったんですけれども、1番、2番は飛ばしちゃったんですけれども、これ。

○10番（木原秀男君） これ、今これいきますから。

○議長（古川文雄君） 今、3番からやっていますか。

○10番（木原秀男君） はい。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

北谷町との交流については、子供の交流については、ソフトボールスポーツ少年団の交流をきっかけとして、平成5年度より交流が始まり、剣道スポーツ少年団の交流など、相互の交流が盛んに行われておりました。同じ日本ですが、沖縄県と福島県という、距離も離れ、気候や文化も違う環境で育った子供たちがスポーツを通して交流を深めたことは、双方の子供たちにとって意義深く、大人になっても深く思い出に刻まれ、成長する上でも大変有意義な体験でなかったかと思っております。

東日本大震災、また、スポーツ少年団の加入者の減少等により、近年は子供同士の交流は行われておりませんが、友好関係のある自治体との交流を教育活動に生かすということも大切なことであるというふうに考えておりますので、相手方の意向なども伺いまして、さまざまな機会を捉え、子供同士の交流が再開できるように検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

○10番（木原秀男君） あのね、またその検討してまいりますという言葉出ましたよね。検討は嫌だね。検討のみで終わっちゃうから嫌ですよ。いわゆる、子供の交流から始まった交流なんですよ。それで今盛んに産業課関係中心に交流しておりますけれども、これも非常にいいこと、反対はしません。最高だと思います。ただその中に、その中にね、子供の交流も入れていただければなというふうに向こうからの要望でもありますし、こちらのほうからの要望でもあるんです。

だから、何年に1回かということになりますけれども、要するに子供も文化の違いやいろんな面で勉強になります。自然環境の違い、百聞は一見にしかずという言葉がありますが、

すばらしい子供たちは体験してまいりましたことをごさいます。しかし、今全く途絶えておりますけれども、一応、最低の答弁として何年に1回かぐらいは考えているというふうな答弁はできないでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今、教育長のほうから検討しますということで、そういう中で以前、北谷町との交流となりますと、これまで10回ほどしております。鏡石町はその10回のうち4回、北谷町が6回こちらに来られている。その内容でありますけれども、北谷町から来られたのは、これまで6回の中で143名、そのうち大人が32名、子供が111名です。一方、鏡石町から4回ほど行っておりますけれども、183名、向こうに行っております。その内訳でありますけれども、大人は64名、子供が74名、そういったことで、検討の中、子供をいかに多く派遣するか、そういったことを踏まえてから検討していきたい、北谷との交流を図っていければと考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

○10番（木原秀男君） 要するに、検討じゃなくて実行ですね、実現してやってください。よろしくをお願いします。

それから、申しわけございませんが、3番の①番に入ります。時間の関係で申しわけございません。

早急に対応してほしい課題ということですが、牛池、ため池、これも3区の問題なんですが、私も全体の議員でございましてからおっしゃいますけれども、聞いた声ですから、あその池は、池の周りが土になっていて非常にずぶずぶというふうに入ってしまうのではないかと、近年水がきれいになったので、ザリガニとりに来る子供たちが多くなったんだよと近所の人たちの話です。ただ、危険なのは、あそこに危ないから近寄るななんていうふうな立て看板はあるんですけれども、子供はそういうふうなことは関係なくて、ザリガニとりのほうがおもしろいから近寄ります。何年か前に天栄で2人の兄弟がやはり用水池で亡くなった事故がございました。あれもつかむところがあれば助かったのではないかとっておるんですが、要するに、ザリガニとり、子供が夢中になっていて、あのまま入ってしまったら助からないんじゃないかなということ。他県でもことは、じいちゃんがいたのに東京から遊びに来た子供たちが川で流されて死亡しておる報道がございました。どこにどのような危険性が潜んでいるかわかりませんので、あの防護柵、ため池の線路側から入ったところ

に5メートルか10メートルの一つの防護柵というんですか、というふうなものが早急に必要と思われませんかでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

牛池の堤防は、牛池踏切から牛池墓地方面へ通じる道路の一部になっており、主に散策道で利用されているような状況であります。ため池の推進は50センチ程度で、通路からため池までの路肩幅は2メートル程度あり、危険喚起の標識が現在2基設置されております。

防護柵の設置については、道路の利用状況を踏まえ、行政区など、3区の行政区ですね、そちらとよく相談しながら防護柵の必要性について調査してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 10番、木原秀男君。

[10番 木原秀男君 登壇]

○10番（木原秀男君） 防護柵の、危険というふうなことは、行政区で気づかないんですよ。要するにやっぱり人の意見を聞いたり、そういうふうなことの見方が悪いのかどうかわかりませんが、本当はため池を管理している地域の3区でもって気づかなければならない。ただし、周りの人がそういう危険だよ、いちいち近寄るな、危ないからというふうな立て看板だけでは、子供は近寄るの当たり前ですよ。ザリガニとりのほうがおもしろいんだから。そして、ずぶずぶと行ったら。看板出しておくからいいとか、行政区に相談しなきゃならないのも、ならないでしょうけれども、そういう人たちが動かなかったらどうするんですか。動かなかったら、危険性を感じなかったらば。誰を感じるんですか。私は全体の議員と思っているから発言しますが、結局やっぱり町は自分たちで気づいたらば、やっぱり積極的にその手続をして防護柵を講ずる。事故が起こってからでは間に合わないんです。事故が起こってからでは間に合わないんですよ。何かみんな行政官はそういうふうな何でもそうですけれども、起こってからしか動かない。そういう点は検討しますもいいですけども、ぜひ直して、防護柵の必要性について検討してください。

それから、(3)の②番ですが、地下道のエレベーターの故障の件についてですが、要するにこれもね、これも町民からの言われなければわからなかったんではないかなと思うんですけども、役場側のほうは故障しているのか。岡ノ内側のエレベーターのほうに故障している。あそこは非常に怖い、通ると。1人で通ると怖い。ですからいつでも使用できるようにしておく必要があるのではないかなと思うんですが、いつごろから故障しているのか、なぜ早急に対応できないのか、答弁願います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当該エレベーターは、ことし4月の降雪などの寒暖差により、機械制御盤が結露したことが故障による原因であります。当初、エレベーターを管理する郡山国道事務所からは、入札手続や機械が特注品であることから、修理に遅くても半年以上の時間を要するとの報告がありました。その後、8月末の国からの報告では、入札手続上の関係で業者が決まらないこともあり、完成予定が延びている状況でしたが、先日、業者が決定し、ことし年内中には完成予定であると報告があったところです。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

○10番（木原秀男君） 本当にその辺の対応が遅いというふうなことで、部品の調達が間に合わないからというふうな答弁でございましたが、大体機械というのはいつ故障するかわからないから、その辺のところも勘案してメーカーを選定しなければならないと思うんですが、こちらのほうでメーカーを指定したわけでもないとは思いますが、早急な対応を願うばかりでございます。

ことし中というふうな、今、年内のうちというふうな話がございましたが、ちょっとそのような部品の調達ぐらいしかできないエレベーターなのかなというふうなことで、非常に私も心配しているんですが、あそこは、さっきも言いましたとおり非常に誰も通っていない、あそこを超えるのにはかなりのエネルギーが必要なのではないかと思います。万が一事故でもございましたら大変なことになるなというふうに感じておりますので、早急な故障の対応をよろしくお願いします。

以上で私の質問は終わります。今後、4年間輝く議会でなければならない、活発な議会でなければならないというようなことを肝に銘じて4年間頑張りたいと思います。

どうも一般質問ありがとうございました。

○議長（古川文雄君） 10番、木原秀男君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 円谷 寛 君

○議長（古川文雄君） 次に、11番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ただいまご指名をいただきました11番議員の円谷寛であります。第

1 回定例会で 2 番目の質問をさせていただきます。

最初に、きょう 9 月 18 日、これはどういう日か皆さんはご存じでしょうか。これは大変日本人として忘れてはならない日なのであります。

どういうことか。これは、あの日本が中国に戦争を仕掛けて 15 年間戦ったスタートの日なんです。それは奉天にある柳条湖、その近くで日本の関東軍、これは日露戦争で戦略費として、ロシアから、早く言えば分捕った、そういう鉄道だったんですね。その満州鉄道を守るためということで、日本は関東軍を派遣して、ここの地に入っていったわけです。それで、綿密に準備をしたんだと思うんですね。それで 9 月 18 日未明、ここの満州鉄道を自分たちの所有する鉄道を関東軍が爆破をして、そして中国軍がやったんだと、張策霖がやったんだということで、攻めていったわけですね。いかに準備万端でやったかということが証明されるのは、あっという間にこの満州全体を日本軍が占領して支配をしていったわけです。この歴史的な日であります。

だから、戦争というのは、第二次大戦というのが日本とアメリカが戦ったということ日本人は大体そう思っているんですけども、それは事実関係をかなりゆがめているんですね。日本は戦った期間を、さらにはそこで出した犠牲、あるいは殺りくした中国の国民も、途方もない数がこの中国の大陸で行われたわけです。このことを、やはり我々は片時も忘れてはならないと思うのです。

今、韓国との関係なんかも、非常に日本は陰悪になっていますけれども、ここの根底に私は、安倍首相などが入っている日本会議ですね、この人たちの靖国史観といいますか、非常に日本の侵略戦争を正当化するような考えが根本にあるんですね。これを反省するような思想は、考え方は自虐史観などと言ってばかりにしているんですね。しかし、世界を見れば、ドイツなどは、この戦争に対する反省というものはもう徹底的に進められておまして、ドイツはその戦争に対する犯罪というものは、時効をなくしてアフリカ大陸や南米大陸まで行って、ナチスの残徒を狩り出して裁判にかけて処分をしているんですね。そういうことを我々は今考えないといけないと思うんです。

飯野川三郎元東京教育大の教授は、これは、日本の戦争を 15 年戦争と言っているんですね。昭和 6 年 9 月 18 日から昭和 20 年 8 月 15 日までのこの 15 年間、特に日本は中国と戦ったんだ、中国に侵略をしたんだということを、やはり我々は忘れてはならないだろうというふうに思っております。

私は、今回の町議選で通算 8 度目の当選をさせていただきました。鏡石町の議会史で多分 8 回当選というのは、ことしの 4 月に亡くなりました森尾吉郎さんだけではないかと私は記憶をしています。それに次ぐ、私は 8 回目の当選議員でございます。

また、私は今回の当選で、昭和、平成、令和の 3 時代にわたる町議を務めることになった

最初の者であります。最後になるかどうかはまだ未定であります。と申しますのは、私と一緒に町議になった仲間は4人いたんですけれども、この4人とも皆、健在でございます。私どもが議員になったその当時から、さらに平成にまで議員を務めた、そういう先輩議員がまだ健在の人がまだ4人ほどおりますから、この人たちが議員に返り咲けば私は最後でなくなります。そういうことで、非常に記録を私はいっているというふうに思っております。

私は、今回の選挙の戦いであって、当落以上に大切にすることが3つあります。

1つは、極力、身内や近所の方々、親戚に、迷惑をかけないようにしようということを考えました。

選挙というと、まず身内に潰されるというふうに言われています。身内が反対するのは無理もございません。選挙になりますと、候補者の身内は身に覚えのないような批判にさらされるというのが通常であります。全ての戦いにデマはつきものです。しかし、これに負けては戦にはならない。しかし、私の場合、考えてみますと、一人の人間が30年以上の長期にわたって選挙をやるということは、たくさんの方々に大変な迷惑、ご苦勞をかけたことかと、これは考えれば恐縮の至りでございます。ですから、私は、家族や町内や近所の方も、さらには自分の所属する組織、団体や法人などに、町議選に出るということを誰にも言わずに、2人の友人だけに手伝いを頼んで町議選を戦いました。そのために、陣中見舞いのお酒なども前回までと比べて格段に少なく、皆さんに負担をかけるのが少なくて済んだのかなと内心ほっとしております。

もう一つの決意は、なるべく皆さんの日常生活に邪魔にならないようにしようということです。

選挙公害の際たるものは、選挙カーによる騒音だと思います。思い切ってウグイス嬢は頼まないことにいたしました。狭い町内です。連呼でがなり立てなくても名前などみんな知っています。さらに選挙車は夕方5時までと決めて実行しました。選挙戦最終日も打ち上げを5時から行いました。そして早々に終了しました。何だ、早過ぎるんじゃないかというふうな批判もありました。しかし、私は、きょうは須賀川の花火大会がありますから、それに行きたいという人もいるのでということで謝りました。

もう一つは、徹底した経費節約の選挙を行いました。これから私の後について出てもらう人にも、選挙なんて金をかけなくてもできるんですよということを、自分の実際の経験で実証した上で、立候補を進めていくことができるようにしたいということでありました。この点では大成功でありました。今後、金がなくても選挙はできますよということを、後に続く人々に自信を持って言うことができると思っています。初めて出るときには、選挙カーの看板とか拡声器などで、我々の今回とはまた違った費用はかかるとは思いますが、私の今回の場合、議員報酬の1カ月分くらいしかかかっていません。自分でもびっくりするくらい、金

はかけなくても選挙はできるんだという思いを強くしているところでもあります。

どこの町村にも議員のなり手がなくなると言われております。先ほど木原議員の質問にもありましたけれども、それはなぜか。いろいろ要因はあると思うんですね。魅力がないとか、いろいろあると思います。しかし、やはり大きな原因としては、選挙に金がかかるというのもその大きな理由になっているというふうに思いますので、私は今回の経験をしっかりと生かして、しっかりした政治理念を持ちながら、立候補をちゅうちょしている方々に、ぜひ今後訴えていきたいと考えているところでもあります。

大変前置きが長くなってしまいましたが、通告書に従い、具体的な質問に入らせていただきます。

通告は、大きく4点でございます。

第1点は、バリアフリーの町作りについてであります。

ことし7月の参議院議員選挙で大きな注目を浴びたのは、山本太郎率いるれいわ新選組なる政党でありました。彼は、クラウドファンディングというものを使って3万3,000人、この記事が出てから時間がたちますから、もっと今はふえているんじゃないかと思いますが。それから4億円以上の資金を集めて、そして10人を公認し、2人の当選者を出したわけでありました。さらに大きな話題になったのは、れいわ新選組の当選者の2人が重度の障害者であったということです。国会事務局は対応に大わらわであります。設備の改良や介護者の扱いをどうするのか。介護保険をその介護者に適用するのかなど、非常に大慌てのようでもございました。

私は、この山本太郎氏と福島市から立候補したある県議候補者を一緒に応援して、町の中を歩いた経験がありますが、彼は、脱原発の候補者がいると全国どこまででも行って応援する。行動力のある政治家でありました。この行動力、消費税廃止という主張が、大きく支持をされて前進したことも要因であったとも言えるでしょう。

話はあちこち飛びますが、我が町の今回の町議選で2級の障がい者であった根本重郎氏が立候補し、電動車椅子を使って選挙運動する姿が大変注目を浴びたのですが、残念ながら大きな広がりを得られず落選をしてしまいました。その根本重郎氏が訴えてきたのが、このバリアフリーの町づくりということでもあります。私は彼の無念さを思い、彼の志を継ぎたいと思っております。彼とは3期12年間町議を一緒にさせていただいた。さらに成田の出身でもある仲でもありますので、ぜひそのようにやっていきたいと思っています。

まず、バリアフリーの町づくりの第1点は、役場2階へのエレベーター、もしくは簡易エスカレーターはできないかということでもあります。

私は、エレベーターというものは大変、つくるにも、維持をするにも、金がかかるものであるということは承知をしているつもりであります。今、木原議員の質問にもありましたよ

うに、国道4号のそのエレベーターが壊れてもう半年も直らないというような状況にあるということで、これは大変なものだというふうに痛感するんですけども、しかし、我々は、誰でもいつ障がい者になるかわからないという可能性を持っているわけでございまして、その場合、例えば、その方が町会議員になることができないなんていうことは、やはり権利の平等性から言って許されないと思うのであります。障害者が議会を傍聴することができないというのもまた、法もとの平等が実際には保障されていないということになるんであらうと思います。

超高齢化社会の中で、ますます障がい者がふえていく。これは確実なことですから、我々は、それらの方々が社会の中で健常者と同じように生きられる社会をつくらなければならないと思うのであります。この点について、町の見解を聞きたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現状といたしまして、役場庁舎への階段の上り下りが困難な方が来庁された場合におきましては、1階で職員がご用件をお伺いするなり、階段の上り下りをお手伝いさせていただき、対応しているところでございます。

高齢者や障がい者以外にも、けがをされている方や妊娠中の方などさまざまな方々が利用する公共施設の建築に当たっては、ユニバーサルデザインを採用いたしまして、また、既存施設の改築においては、バリアフリー化を図るのが現状の標準的な設計思想であることから、エレベーターまたは簡易エスカレーターの設置も対応すべき課題と認識しております。

ノーマライゼーションという概念、全ての人が同じ人間として、普通、ノーマルに生活を送る機会が与えられるべきという考え方のもと、対応していく所存でございましてけれども、建物の設計仕様が古く、設置スペースや建物の強度、構造上の問題などクリアすべき課題が多いために、建築の専門家から意見をいただきながら調査研究をしてみたいということでご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ちょっと今の答弁では納得できない。根本重郎議員も納得できないだろうというふうに思います。やはりもう一歩前に進まない、やはりこの問題は進まないんだよ。ここでちゅうちょしている、とどまっているだけではだめじゃないか。

私は、やはりまず一番はお金の問題だと思うんですね。財政的に大変だということ、総務課長は言わないんですけども、本当はそういうことなのかなというふうに思うんです。私

は、それは当然のことだ、我々議会議員も、町の財政を抜きにしてあれもこれもということ
を言うことはまかりならないと思いますので。

それで考えられるのは、この中にもちょっと出てきた簡易のエスカレーターというものが
あるんじゃないかと思うんですね。

これは私どもが、かげ沼町にスギヤスという会社を誘致したときに、我々はこの本社に視
察に行つてまいりました。そのときに、リフトの大変なシェアを占めるメーカーなんですね、
あのスギヤスというのは。ビシャモンという、どこの修理工場行つても私見ているんですけ
れども、ビシャモンというジャッキがあるんですね。このビシャモンをつくっているそのス
ギヤスで、簡易のエスカレーターというものを私らは見てきたんです。その後、余り普及し
ないけれども、ただ、日本画材の社長の家にはこのエスカレーターがあったということをし
はほかの人から聞いて、私は実際には見ていなかったんですが、こういうものがあって、た
しか社長の母親か何か障がい者がいて、そういう簡易エスカレーターを使っていたと。そ
れも私はスギヤスじゃないかと思うんですけれども、これはやはり検討に値するんじゃない
か。

例えば、これは非常に簡単なものなんですね、階段に脇に設置をして、椅子を設置して、
椅子を電動のモーターで上げ下げするんですね。これだったらそんなに金がかからないで
できないのか。そういうものを検討してみる気はないでしょうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ただいま11番議員さんのほうから話があった中身としまして、簡易エスカレーターという
ことでございますけれども、私どものほうといたしましては、カタログ等で研究をさせてい
ただいております。なお、そちら階段等については、いわゆる踊り場というか、ございまし
て、そちらのぐあい、いわゆる直線的に動くという中身がございまして、それによつては
多少というか、大きく予算的な金額がかかってまいります。ですので、私は、調査研究をし
ている段階でございますが、簡単に申し上げますと、500から1,000万程度はやはりどうし
てもかかってしまうかなと考えております。それについては、また調査研究の途中の段階で
ございますので、そちらについては、今後も引き続き調査研究してまいりたいと考えており
ます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 検討しているというふうなことから、この件はそのようにして

進めていただきたいものだというふうに思います。

さらに、2つ目の問題は、鏡石駅のエレベーターもしくは簡易エスカレーターの設置はどう考えているのかという問題ですが、これは私も国鉄にいましたから、国鉄というのは大変融通のきかない組織でございまして、これは多分、私は書いたんですけども、簡易エスカレーターなんていう設置は非常に難しい。これは子供なんかも出入りして、おもちゃにされてけがなんかされると、これは大変だという考えにJRも立つでしょうから、これは、人が専門にいるような、人員が配置されているような駅ならまだ知らず、無人駅にこういうものを置くということは、恐らく難しいだろうと。

そうしますと、今、エレベーターの問題になるんですけども、エレベーターはこの辺では主要駅ですね、黒磯とか郡山とか、そういうところにしかまだついていないですね。須賀川のような駅にすらついていないわけですから、この無人駅の鏡石に設置というのは、私も提案しながら、大変難しい。恐らくJRは中間駅でやるんならば、無人駅でやるんならば、町が全額を出せ、こういうことを言うてくるに違いないと思うんですけども、この辺について検討されたことあるんでしょうか。町長は前に、4号線のエレベーターを2基計画しているけれども、1基は、国土交通省の関係だから鏡石駅になんていうことを言っていたこともあるんですけども、この辺検討されてきたんですか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁を申し上げます。

今、鏡石駅を利用するためには、階段、そういったものを利用せざるを得ない状況であります。ご質問のとおり、高齢者や障がい者の利用に大変困難な状況にあるということでありましたので、また、東西をつなぐいわゆる自由通路の利用に際しても、大変不利な状況にあるということでもあります。

そういう中で、私も1期目の選挙の中で一つ掲げたのは、魅力ある町づくりの中で、この駅の自由通路の改良もしたい、その中にエレベーターというものを挙げさせていただきました。その後、震災を受けまして、25年3月になりますけれども、町の、いわゆる復興町づくり事業計画の中で、自由通路の耐震性強化及びエレベーターの設置検討ということで、いわゆる町づくりの中で挙げさせていただいたということでもあります。

しかし、今、議員さんが言われたように、町が単独で設置するには多額の費用が発生するという、そして当然、今、須賀川にもない、須賀川、鏡石にもないというような、それでも今、3,000から5,000人以上の駅の利用、これについては順次設置しているというふうに聞いておりますけれども、我が町は1,000人に満たない状況でありますので必ずそこは容易でないのかなど。でも、そういったことでは、東西自由通路の整備も含めて、その中では検討

していきたい。JRにも当然要望をしていきたいということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 執行としてそういうものを目指しているということはわかりましたので、私はこれからも随時取り上げていきたいと思いますので、ぜひこの努力を続けていただきたいというふうに思います。

次に、大きな2項目です。

町施設の指定管理者への委託の問題についてであります。

私は、4年前の、ここに書いてありますけれども、スポ少指導員による小生へのでっち上げ傷害事件を受けて、議員の選挙直前に逮捕をされて、これも非常に政治的に暴力的だったと私は思っているんですけれども、何ら事情聴取もないままにいきなり逮捕ということになったわけです。しかし、これに対して、私は怒り心頭に達しているのは、町当局も、特に前議長なんかもですね、全くこの問題を調べようもしないで、一方的に私をやめさせようとか、罪人にしようということばかりやってきたということが、ふんまんやる方ない。

本当にこの問題を真剣に考えてもらう。私は、何度もこの議会の場で言ってきたんですね。町はこれだけのお金を投資をして、毎年たくさんの予算をつぎ込んでいるプールの管理運営費、どうなっているのか自分で利用して試してみるとか、調べなさいと言ってきたのに、私は7年近く通ったのに、誰も行き会いませんでしたよ、執行も議員も。行き会ったのは、職員OB2人に行き会ったくらいの状況。そして、何ら無関心でおきながら、事件が起きたらば、何か町長はこう言ったというのだね。町の議員の中に犯罪者を出して申しわけなかったと言ったと聞いているんですが、本当ですか。町長、教えてください。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 私が直接そこに、議員さん、あるいはそのプールの管理者との間にいてそこを見ているならばいろいろ言うんでしょうけれども、私は新聞しか見ておりません。新聞で逮捕されたと、そういうことに関してお話をしただけであって、それ以上私が答える必要はありません。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 私の聞いていることに教えてください。そういう犯罪者を出して申しわけないと言ったのかどうかを私は聞いているんですよ。教えてください。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） いわゆる新聞に載って、逮捕されたということに関しては、逮捕されたということは、やはりその時点で大変、これはどうなのかということは、これは誰にしても考えることでないかというふうに思います。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 私はね、昭和24年に起こった戦後最大の冤罪事件である松川事件、このでっち上げと弾圧、冤罪に大変な被害を受けました。私は、国鉄の労働組合に所属しておりました。その事件そのものは、私が国鉄に入った昭和38年に全無罪、これは完全に冤罪であったということが証明されたわけですけども、その間、大変数多くの死刑の判決まで出ているんですね。それで、私は刑事事件に、やはり町長とかそういう権力のある立場の人は安易に、例えば逮捕された、起訴されたといって、この犯罪者なんて呼ばれてはだめなんですよ、町長。この辺の見識はやっぱり持ってください。

裁判になって起訴されても、全て無罪というのが刑事事件などでの原則なんです。だから、冤罪はいっぱいあるわけですからね。そういうものも含めて、さらには、その無罪判決というのも非常に少ない。私が無罪判決出たときに財界ふくしまの記者が取材に来て、その人は検事上がりだったそうですね、検事上がりの記者が来て、起訴された人は日本の場合、99%有罪になると。それをあんたらは非常に珍しいですねという形で言われましたけれども、そういうマスコミ報道を見ただけで犯罪者とか何かという、そういう考えは間違っているということをここで認めてください。どうですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） いずれにしても、新聞で報道されて、そして、私は警察の署長からも、逮捕したという、そんな報告を受けました。その時点での、いわゆるそういうことではということでありました。その後のことについては何ら一切申し上げておりません。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 町長、これはね、警察とあんたは通じているんじゃないのかな、そんなことを言うのは。何でその時点であんたは警察から報告を受けないの、おかしいでしょう。あんたが絡んでいるんでないですか、これ。警察にやれなんて言っているんじゃないですか、違いますか。どうなんですか、答えてください。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 私から警察署長に言った記憶はございません。ただ、警察のほうから、そういったときにそういったことがあったということを知ったということでもあります。要は新聞報道のとおりでありますので、その時点でのことでもありますので、その後のことについては私は関与しておりませんし、事件があった、というその言葉も関与はしておりません。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 町長、だからその新聞報道でですね、勝手に議員を犯罪者とか何とか言うのはやめてくださいというの。その認識は間違っているということを言っているんだから、それは認めなさいよ。

それで、これでなぜそのような事件が起きたかというのを、ちょっと私説明しますね。

これは、町の指定管理者の委託契約の間違いなんです。なぜ間違いだかということ、この値段だけで決めるんですよ。だから、町の仕事委託した業者は、利益を上げるために徹底的な人件費の削減をやっているわけですね。それで、この監視員も全く無能なんです。だから私は、執行も議員も皆さんプールを利用してください、そして、どういうふうになっているか見てくださいと言っているのに、誰も行かないんです。私一人行っているいろいろ注意しているんですね。例えば、子供が危ないことやっている。ただ監視台に監視は座っているだけですから。子供に危ないよと私言って、監視員に、あんた何だと、こういう危ないことあったら注意しないとだめだと。

あるいはこんな事件もあるんですよ。2人の子供が1人の小さい子供をいじめている。このやろう、と私はどしなってますね、そしてまたそれも監視員に、あんたたちは、こういうのを、何のためにいるんだと。注意しなくちゃだめなんだよと言って、別なところへ行ったら、その子供が私のところへ寄ってきて、どうもありがとうございましたとお礼を言っている。そういうことがあっても何にも、危険なことがあっても、あの監視員というのは何も役に立っていない。

私は、須賀川のある企業の会社の経営者と見ていたんです。しかし、あんな職業で、給料もらってもあって一丁前の勤め人だなんて考えていられたらば、ほかの職についても全く役にたたないですねとその経営者が言っていましたよ。なぜかということ、本当彼らは給料が安い。そのためにコンビニのアルバイトが入りましたなんて退職していつてしまうんだね。こういう状態はやっぱりだめなんです。

こういう状態の中で、たまたまこのスポ少の指導員というのは、私に言わせれば、半グレやくざのような、チンピラのような男だったんですね。この人が教育委員会に押しかけてきて、教育長、私かわる前に議論したかったんですけども、やめちゃったんですけども、前の教育長ね、非常に半グレやくざのようなこの男が、入れ墨を背中にしょっているという

話も聞いています。長い袖のシャツ着ていたから私はわからなかったですけど、しかし、その人が教育委員会において大声を上げたために、例えば、私がこの注意したときはこういうんですよ。3レーン、4レーンあけているんですね。その3レーンを貸し切って、2人しか泳いでいない。1つのレーンにいっぱいの人がすし詰めになって泳いでいる。これでは、早い人も遅い人もいるから、もうプールの機能しないんです。だから、私は、最初監視員に言ったんです。1レーンはこちら側に譲るように言ってくださいと。何にもやらない。私は直接半グレやくざの本間某という男に言ったんです。そうしたら、いきなり猛然とやってきた。なぜ3レーンで2人しか泳いでいないか。片方は1レーンに一般の人がぎっちり泳いでいるときに、注意したのがなぜそんなことを言われるのか。それは教育委員会がそれを許してきたんです。だから、監視員にも最後私言ったんです。あんたたちがきちんとやらないから、俺もこんなにいじめられているんだぞと言ったら、だって、ちゃんと予約してあるのだと。たとえ予約してあっても、たった2人しか泳いでいないプールが、なぜ3レーン貸し切って平然としていられるのかという神経がわからない。この人は別なグループからも大変な批判を受けていたんですね、もうわがままでやりたい放題やっているということは、私は別なグループの指導者から聞いたからね。そのとおりであったんです。非常に乱暴狼藉ばかり働いていて、最後は何があったかという、その教え子のスポ少の保護者と不倫関係にあって、どっちの家庭も離婚をして子供もばらばらに、家庭もばらばらになっている。そして、そのスポ少のグループも解散をした。こういう状況が結末に出ているんですね。

私は、この男に誣告罪で訴えて損害賠償を請求したいところなんですけれども、聞いてみると、何ら資産も何も無い。こういう男に金をかけて裁判で訴えても、私は弁護士費用を自分で出すそういう余裕もないということでやめたんですけど、本来だったら、資産があるんだったら、この男に徹底的に私は冤罪で損害賠償を求めることをやったはずなんですけれども、何も無い人からはそういう裁判に勝っても取れませんので、私はやめたということになります。

さらに、この問題で指定管理者制度の問題が出てきたわけですね。ですから、私はこの指定管理者制度は低賃金の中で、この通告書にもありますように、一定レベルの人材が確保できない。施設の荒廃を招く。やはりこれは、最近、町職員も非常に優秀な人がかなり退職しているんですよ。これからも退職前の優秀な人いっぱいいる。こういう人なんかにもうやってもらって、やはり町の直営管理。さらには、若い人がこれから本気になって、いろいろ仕事に取り組まない人がぼかんとただ何時間も台の上に座っているだけの仕事をやって、これが社会生活の当たり前の姿かなんて思われていたんでは、これから世の中に出るのに非常にマイナス。矢吹のプールは、今は指定管理者になったんですけど、その前からシルバー人材センターに人材の提供を依頼したんですね。この年配の人たち、大変人生経験も長い

し、いろいろキャリアも持っているので、非常に真面目にやっています。ですから、若い人にあれするのはもったいない。それで、役場職員などの退職者をやっぱり活用して、そしてシルバー人材センターなどにその人材をお願いして、年配者などでこれはやったほうがいいんじゃないかという考えです。その辺はどうでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 11番議員の今の質問にご答弁申し上げます。

指定管理者制度は、お話しのとおり、低賃金の中で一定レベルの人材の確保をできず、それによって施設の荒廃等につながるというような議員のお話は、大変懸念されているところでもあります。

そこで、町民プールの現在の指定管理者の候補選定に際しましては、労働基準法等の法令遵守はもちろんのこと、人件費を削減することよりも、プール運営に精通した従業員を効率的に配置し、安定的な運営を努力するとの提案があった業者を選定して、その後、それに基づいた運営がなされているというふうに認識しております。

プールの運営には、利用者の安全確保や衛生管理の専門的な知識や資格が必要となります。現在の指定管理者は、派遣している全員が救命救急の資格を持ち、また、衛生管理の資格を持っている者を派遣していると認識しております。

したがって、町の職員の退職者の方々の場合には、人格的にたとえ優れている方であっても、新たな資格取得が必要になることや、また、プール監視等の総合的な人数が確保ができない、そういうおそれもありますので、専門的に知識を持つ、より優れた指定管理者に指定をして、各管理のほうをお願いしているところでもあります。今のところ、それで順調に進んでいると考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 私は、事件のときから鏡石プールに出入りは禁止だと言われました。私はそのまま行ってないんですけども、そういうことでうまくいっていると教育長が言うんならば、我々も今後は十分見ていきたいというふうに考えています。

ただ、役場の職員がここにいる中で、教育長、大変失礼な話で、救命の資格なんかは役場職員だったら簡単に取れますから、そんなことは心配要らない。やはり、むしろ私は役場職員のほうがもっといい仕事ができるんじゃないか、シルバー人材センターのほうが立派な仕事ができる人がいっぱいいるんじゃないかというふうに思っておりますので、その辺はこれからも議論していきたいと思えます。

次に移ります。

大きい3番の公契約条例による労働条件の悪化に町は歯どめをかけるべきと考えるが、執行はどのように考えているのかということです。

これは前にも触れましたように、1つには、プールの監視員がコンビニのアルバイトに採用されたので退職するなんていう状況は、これはまさに異常である。町は労働者が人間らしく生きていくために努力をすべき立場にあるのではないか。労働条件がとめどなく悪化をしていることに手をかすような町政の姿というものは、私はあってはならないというふうに見えるんですが、この辺についていかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 11番議員の今のご質問にご答弁申し上げます。

町民プールの監視員が、コンビニ等のアルバイトに採用されることになったので退職したということですが、それについて、当時勤務していた職員等に確認いたしましたところ、平成28年の夏休みのアルバイトを求人したところ、学生さんがその前に採用を辞退されたというお話はありました。ただ、今のことが議員さんのご質問と同じことかどうかはわかりません。

その辞退の原因については、賃金の安さであったのか、あるいは仕事の内容が合わなかったのか、それ等の理由は確認できておりません。しかしながら、議員さんのご質問のとおり、働きやすい職場環境をつくることでよりよい人材が確保され、プール事業の運営がよりよいものになるものと考えておりますので、その方向でしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） さらに、これからのプールの指定管理業務がどのようにされているか、常に見ていってもらいたいんですが、例えば、これが法律に決められた労働条件ですね、そういうものが守られているか。例えば、最低賃金制とか、年次有給休暇とか、そういうものが保障されているのかどうなのかは、やはり事業の発注者として、やっぱり町というのは一般の私企業と違いますから、公共的な性格を持っています。その公的な性格をやはりもっと考えて、そういう労働条件の悪化に歯どめをかけるような立場で臨んでいただきたい、こう考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 11番議員のご質問に答弁させていただきます。

同様の議員がおっしゃるようなそういった事案が発生しないように、現在、町の教育委員会と指定管理者は、定期的な事業実施状況の聞き取りや意見交換を行い、働いている人が不利にならないよう、また、町民がより利用しやすいよう、そういった施設であるために検討を重ねております。

今後も、利用する皆さんに喜ばれるように、利用者の立場に立った町民プール運営ができるように、引き続き指定管理者への指導助言を行い、日々業務の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ぜひそのような視点でこれから進めていただきたいと思います。

(2)の、やはりこれは本論の公契約条例です。これは町長に答弁を求めていますので、町はそのために公契約条例を制定し労働者の低賃金化への歯どめをかけるべきと考えますが、町当局の考えはいかがでしょうか。町長、答弁をお願いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

公契約条例ということでもありますけれども、現在、町では入札の透明性と公平性を確保する観点から、主に一般競争入札と指名競争入札で入札を進めているということでもあります。また、工事関係については、平成20年3月からダンピング対策としまして、最低制限価格を設定し入札を執行しているところであります。

公契約条例につきましては、簡潔に言いますと、自治体が発注する工事や委託業務などの公共事業の現場で働く全ての労働者に対しまして、賃金の最低基準額以上を条例で保障するというものでありまして、現在、県内では郡山市だけが条例を制定しております。今後、それらを参考にしながら、検討して、いずれにしても最低賃金以上ということでもありますけれども、そういったいろいろなことを含めて、低賃金の方が離れていく実態も現状でありますので、この辺も含めて、今後はしっかりと公契約条例については検討の必要があるなという状況でございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 時間もないので、余り深くはできなくなってきましたんですけども、今町長が言ったダンピング対策の最低制限価格、これは非常に私は危険なものだと思うので

す。この官製談合の非常に危険が大きいです。

例えば、この最低制限価格わかった業者は、私は旭紙業の事業拡張の時に私は町長に、木賊町長ですけれども、かなり質問して、疑惑を持っています。これは、安い業者がいっぱいいるのに高い業者に落札をしたんです。これは何でこういうことなのかというと、これは情報を得た人がその仕事を取れるんです、その最低制限価格がわかる人はそれにちょっと上乘せして取れば、ほかの人は、あのときはもっと安い人いっぱいいたんだからね。それにもかかわらず結構高い価格で入札した渡辺建設、ナベケンが取ったんですよね。これはだめです。私は正直言って、こういう官製談合の温床になるようなダンピング対策はだめだと思う。

それは置いて、ここに今出てきたから話ししたんですけれども、やっぱり公契約条例を制定すべきではないかということ、どうなんでしょうか。端的に答えてください、余計なこといいから。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

この入札関係については、公平でなければならぬし、議員が言われたように、あつてはならないことはやっぱりならないように、私自身もしているところでありますので、その辺は、今まで、私は就任してからそういったことはいずれにしてもしておりませんので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） いや、端的に、公契約条例をやる気があるのかないのか、これだけ答弁してください。余計なことはいい。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 現時点では、検討をさせていただくということしか答えられません。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 時間も余りなくなつたので、これはまた引き続きやっていきたいと思っています。これは重要な課題ですから。私の知り合いの議員なんかもやっている、活躍している場で、かなり多くの自治体で、他県のケースが多いんですけれども、この公契約条例を実施をしているというところはたくさんありますので、これからも実例を踏まえてやっ

ていきたいと思っています。

大きい4番目は、学校給食費の無償化の実施についてであります。

今、子育て支援というのは、政治の大きなキーワードであります。これは非常に大事なことです。当然のことだろうと思うんですね。

そして、この福島県においても、実にたくさんの市町村で、ここに書いてありますように、この一部を含めて31の市町村で実施をされているんですね。これは半分以上が実施をされているわけですから、やはり鏡石も当然おくれをとってはならない。子育てに優しい町ということにはならない。これは半分以上ですね、31の自治体ということ。59ですか、福島県の市町村が。その中で、既に31の市町村で一部実施を含めて取り入れられているわけです。それだから、我が町も実施すべきだと。高齢化が進む金山町なんかは平成26年からもう実施をしているんですね。だから、当然これはやはりやらなくちゃならない課題だと、このように思うんですが、それに対して、これはどっちですか、町長、教育長、両方で通告しておりますが、どちらでも結構ですので、答弁願います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 11番議員の今の質問にご答弁申し上げます。

福島県内の学校給食費の無償化につきましては、直近では32自治体で実施していると把握しております。内訳といたしましては、全額補助が12自治体、半額補助が10自治体、一部補助が10自治体であります。その財源といたしましては、相双地区の7自治体が、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用して全額補助を実施しており、その他の自治体のほうは自主財源で実施しているようです。

本年度の我が町の町立学校の給食費の状況につきましては、児童生徒1人当たりの年間給食費が約5万円から5万5,000円程度となっております。こうした状況から、鏡石町におきまして、学校給食の全額無償化を行う場合には約6,000万円の財源が必要となるという試算になります。

学校給食の無償化につきましては、他市町村においては、少子化対策や子育て支援等の施策の一環として実施されていることは十分理解しておりますが、今申し上げましたような財源確保が必要となることから、現状においては、全額あるいは一部無償化の実施についても困難ではないかというふうに考えております。

以上、ご答弁させていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 物事の価値観だと思うんですけどもね。ただ、詳しく専門的なこ

とになります。例えば、学校給食費の無償化に充てた財源というのは、基準財政需要額に計算されるんですか、それともされないんですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

基準財政需要額には算入されません。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） わかりました。それで自主財源というふうになるわけですね。

しかし、これ、子育て世代については非常に強い要望があるわけですね。冷たく6,000万かかるからだめだというのではなくて、例えば所得などによって、一定基準以下の世帯には出すとか、あるいは半額を出すとか何らかの工夫をすれば、例えば半額だったら、全員にやっても3,000万ですからね。そのくらいはやっぱり行政として努力をすべきではないかというふうに考えているんですけれども、どうでしょうか。部分的な、再度そういうものを考えられないでしょうか。もう一度お尋ねします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 実質、私もこれについては必要だということは認識しております。ただ、今、教育長からもありましたとおり、財源の問題が総務課長が言ったように財源の問題、こういったこともございます。そういう中で、県内でも全額補助、その中では大半が被災地関係の予算を使ってということであります。そのほかは半額補助とか一部補助をされているということも実態でありますので、これについては、今後、検討という言葉ではありませんけれども、したい、という気持ちは、やりたいという気持ちは深い、ということでご理解をお願いします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 重要な課題ですので、非常にくどいと思われるかもしれませんが、この子育て所帯がかなりこれは強い要望を持っている事項でございますので、ぜひ、一気に6,000万予算を計上するというのが大変だったら、一部でいいと思います。あるいは、所得基準が低い、そういう所帯などでもやむを得ないのかなというふうに思いますので、ぜひここは、これからの課題として、鏡石町という町は子育てに優しい町なんだと、こういうことをアピールするためにも、これはもう半分以上の自治体が、数としては、大きい自治

体は入っていないから、人数としてはどうなのかわからないですけども、数として市町村の半分以上の市町村が実施していることをございますので、何とかこれを前向きに検討をしていただきたいと。最後にもう一回、町長の答弁を求めます。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 現時点での32市町村ということでありましてけれども、生活する上で重要なもの、これについてはそれなりに実際やっているというものがあります。もう一つは、この大半の32市町村を見ますと、やはり子供が多く生まれず、そういった子育て支援という観点から検討されてくるのが実態です。

ご承知のように、我が鏡石町は15歳未満の子供の数は県内一と、そういうことも含めて、実際のいろいろな状況を踏まえながら検討、補助をするということは、やはり後はやめられないというそういった事情もございますので、スタートするにはしっかりとした財源について、慎重に検討すべき事ではないかというふうに考えておることもあります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 最後の要望ですが、今、駅東などに、町内も町長の裏のほうにクレーンを2台ほど置いて建て前をやっている。あの開発が、順調に保留地が販売できたりすれば人口もふえていくんですが、町の土地もいっぱいあの中にあるようです。それを売れば、また町で庁舎をつくらないと、移さないとするならば、大量のまだまだ売れる土地があるわけですね、開発を進めれば。そういうものをどんどん売るためにも、やはりこれは町として、ここが一番大きな子育て所帯のアピールになるわけですから、そういう点も含めて、これから前向きにこの問題を取り組んでいただきたい。私も引き続きこの問題について質問していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君の一般質問はこれまでといたします。

議事の都合により、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時57分

開議 午後 1時00分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 角 田 真 美 君

○議長（古川文雄君） 次に、2番、角田真美君の一般質問の発言を許します。

2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 初めてこの定例会一般質問に先立ち、一言ご挨拶させていただきます。

8月20日告示、25日投票で実施されましたこのたびの町議会議員選挙に、鏡石で生まれ、鏡石で育ち、鏡石で働き、鏡石で子育てをし、鏡石で一生を終える、そんな町にしたいというコンセプトを掲げ、初めて当選させていただきました。まことに光栄に存じ申し上げます。

町議会議員として職責の重さを痛感し、最善の努力することをここに宣言いたします。

ことは9月に入っても30度を超える日が続き、熱帯地方の気候かと間違えるほど寝苦しい夜が続いてまいりました。

ところで、ことしの田んぼアートは羽鳥用水からの水不足が心配され、町産業課職員が懸命に作業していた姿を思い出されます。先日、図書館の展望室から田んぼアートを見ると、眠れる美女の真っ赤であった唇が褐色に変化して、我が町にも穏やかに実りの秋の気配を感じられるときに到来しました。

しかし、9月9日に関東地方に上陸した台風15号は、最大瞬間風速58メートルということで、千葉県を中心に停電や断水、そして家屋被害など、甚大な被害を出しました。いまだに電力の復旧などを待っている状況であり、被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

私は、仁井田区の区長、副区長を6年間務めてまいりました。副区長に就任した時期は、ちょうど東日本大震災の翌年であり、県内はもちろん、地震、津波、東京電力福島第一原子力発電所爆発により放射能汚染災害という未曾有の三重苦の災害に見舞われ、我が町を含め、まだまだ復興はこれからという時期でありました。通常の区長業務のほかに、放射能汚染による住宅除染や仮置き場の選定、そして汚染物による家庭ごみの処理など、数多くの問題があり、地区の困り事相談所を開設したような複雑な心境であったことも思い出されます。

そして、昨年3月、区長を退任するまでの6年間、私は、仁井田区づくりは全員参加というキャッチコピーを掲げ、地域のコミュニティーづくりに東奔西走の日々を送ってまいりました。このような経験から、地域コミュニティーの重要性を再認識するとともに、地域づくりは町執行と議会とのかかわりが大変重要であると理解することができ、疑問や提案などに気づくことができました。その1つが、地方自治は、議会と執行機関の相互牽制による均衡と調和であり、それが二元代表制の概念と私は考えております。

そこで、百余名の町役場職員は、我が町最大のエリート集団と私は常にリスペクトしております。一方、議会は一丸となってこのエリート集団に立ち向かっていくのが本来の姿であり、議員としてのチェック機能を果たすためにも、私は町議会議員12名の一員となって、より一層町民から信頼される議会活動に粉骨砕身で働くことを目標に掲げたのが、町議会議員

選挙の出馬の動機でありました。

次に、質問に入る前に、私の防災に対してのインフラ整備に関する考え方を述べたいと思います。

我が国の防災に関する公共投資額は、平成8年を100とすると、17年後の平成25年には半分以下で、その後、令和元年の今日まで変わっておりません。

我が町には、東に阿武隈川、西に釈迦堂川と、過去に幾度なく大雨による洪水が繰り返された歴史があります。私は、仁井田で生まれ、仁井田で育ち、現在仁井田に住んでいる者として、洪水を私たちは昔から恐怖心を持ってカマシと呼んでおりました。ふだんは静かな釈迦堂川も、洪水によって川が氾濫し、対岸の須賀川市稲田、保土原地区まで一面大きな湖のようになっていたのが目に焼きついています。

近年、これらの河川は、平成の大改修と称され改修工事が行われました。100年に一度の降雨災害に対応できると言われております。そこで、治水水準を外国と比較して、我が国の防災水準はどの程度なのか確認することにいたします。

アメリカのミシシッピ川は、500年に一度来るようなハリケーンや大雨でも洪水にならない高さの堤防を整備しています。現在、整備完成率は80%であります。イギリスのテムズ川に至っては、1,000年に一度の洪水にも対応できる工事が既に完成しております。オランダに至っては、2,000年あるいは1万年に一回の目標を立てていると言われております。したがって、アメリカやイギリスなどの先進国に目を向けると、我が国ほど、自然の大規模災害の危険度は低いのですが、多くの予算をつけて安全度を高めているのがわかります。

しかし、残念ながら我が国の防災力については衰退途上国と言えるのであります。台風、水害、地震、津波発生の常習国の日本であれば、500年や1,000年のスパンで防災計画を立て、巨大な洪水や津波から人命と町を守るのが先進国の常識と考えます。本来であれば、我が国ほどの経済力と建設技術力があれば、1,000年に一度の災害に備えた防災対策を既に終えているべきであります。残念ながらそれを怠ってしまったため、東日本大震災の経済損失が数十兆円になることが証明されました。

毎年、我が国のどこかで起きる自然災害で多くの犠牲者や家屋の崩壊が出るたびに、地方自治体には防災対策の不備について批判が殺到いたします。しかし、大規模な災害対策にはインフラ投資が必要になるのが当然です。そこに立ちほだかる問題は財政の問題です。借金までして公共事業やインフラ整備をする必要がないということになります。現在の我が国のやり方は、毎年、少額予算で河川や海岸に防災のための堤防などを数年計画でつくる方式であります。しかし、台風や大雨時には、堤防決壊や道路の破損が生じ、多くの犠牲者と家屋の被害が毎年毎年出ています。そして再び復旧費用の臨時予算を組み替えます。細切れの復旧整備となり、防災対策の負のスパイラルと私は考えております。

そこで、私の考えといたしましては、もっと身近な一人一人の問題としてインフラ復旧事業を考える必要があります。つまり、インフラ投資は予算を増額しても事業を進めるべきであり、一気に整備を進めれば、その地域は安全になり、災害を防ぐことができ、大事な生命と財産を守ることになるのであります。予算にも限界はあります。それは私も重々承知しております。しかし、資本投資なくして安全は守れません。思い切ったインフラ投資が地域を守るものと考えられます。

以上のように、私のインフラ整備の考え方を述べさせていただきました。

それでは、通告いたしました一般質問に入らせていただきます。

まず、道路の整備についてであります。

昭和30年代に、交通量の増大によって、我が町のど真ん中を南北に国道4号線が第一小学校西側にバイパスとして整備されました。当時、私の自宅が小学校の近くにあり、小学校の裏山が私たち子供の遊び場だった場所に、巨大な重機で工事が進められたのをよく記憶しております。

現在、須賀川市から4車線化の工事が南進していて、須賀川区間は4車線化完了済みであります。我が町の区間は現在2車線であり、国道4号のボトルネックとなっているため、国土交通省で4車線化の工事進行中であります。

そこで、現在までの4号国道の工事進捗状況と工事完了までの見通しを、まず初めにお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

国道4号鏡石拡幅についてでありますけれども、この4号拡幅については平成15年5月に都市計画が決定されまして、総延長4.5キロメートルについて、平成21年度から工事が着手されました。総延長4.5キロメートルのうち、役場前交差点から北の2.3キロ区間については、今年度中に車道の表層、さらには中央分離帯について工事を進め、完了する見込みであると国のほうから報告がなされております。

また、役場前交差点から以南の2.2キロの区間においては、現在、改良工事を休止しているところですが、現地の地下水が深いなど、土壌改良が想定されておりまして、改良の深さや範囲等について不確定であるため、そこに要する期間が確定できない状況となっていることでもあります。これからは、不確定要素が解消され、施工条件が整った時点で完成時期についてはお知らせをしたいと考えているという報告がなされているというのが現状であります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） どうもありがとうございました。

前回、議会の中で議員の中から質問があったと聞いております。役場前交差点から久来石にかけて工事の完了はまだ未定だということではありますが、今後、予測不可能な事態が起きたり、また、工事完了の見通しが立たなくなった場合や工事の長期化が現実になったとき、町としての対応をどう考えているのかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどの町長の答弁のとおり、役場前交差点以南については、今後の工事進捗状況を踏まえて、完成予定時期の見直しが立った段階で公表するとの報告が国からあったところでございます。

渋滞緩和、交通事故防止、災害時の円滑な交通確保を図るためにも、広域幹線道路としての機能を果たすためには、早急な工事推進が必要不可欠であることから、毎年、町では国に対して、早期全線開通への要望活動を行っておりますので、どうぞご理解をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） どうもありがとうございました。

ただいまに関連しておりますが、この長期化にわたる国道4号線工事による工事渋滞のため、円滑な通行が確保できない状況が現在も続いております。そのために、町道笠石・鏡田線、旧国道4号ですが、4号線の迂回路になっている件についてであります。このため、次のようなことが危惧されています。

まず、危険度合から申し上げますと、4号線工事による朝の4号線の渋滞を回避するために、蒲之沢交差点と久来石の交差点、熊野前の交差点、その両交差点から笠石・鏡田線に多くの通勤車両が迂回し、制限速度40キロのところをはるかに超える危険なスピードで、須賀川方面、そして矢吹方面へ、通学途中の第一小学校の子供たちを横目に駆け抜けています。私は、何度も何度も迂回した車を追跡調査いたしました。間違いなく通勤車両でありました。

県内は、震災からの復興半ばであり、震災関連のダンプカーなどの大型重車両が多く走っており、町内も同様の状況が多く見受けられます。また、朝夕の車両の増加により、交差点には50台以上が並び、大渋滞になっております。これらが要因となり、車による騒音、振動

の被害が発生しており、笠石・鏡田線付近の住民は、一日も早い4号線の工事完了が悲願となっている状況にあります。

また、昨年から町道の道路側溝の土壌除去作業が、都市建設課職員の努力によって順調に町内では進んでおります。台風や大雨などのときには雨水がスムーズに側溝に流れ、道路環境は改善されてきました。しかし、笠石・鏡田線に至っては、アスファルト舗装のわだちや欠損穴が、降雨により排水に支障を来たして、でこぼこに水たまりが発生し、通学途中の小学生が心ない運転手により水をかぶってしまったところを幾度か見ております。

そこで、7時10分から7時45分まで第一小学校の児童の通学時間と一般通勤車両が重なっているところから、車両の増加による児童の通学時間帯の安全確保について、どう考えておられるかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員の質問にご答弁申し上げます。

先ほどの町長の答弁のとおり、国道4号4車線拡幅につきましては、国の公表では、役場交差点前から終点の高久田までの2.3キロの区間については、今年度中に完成予定であり、役場交差点前から起点の久来石交差点前までの2.2キロにつきましては未定となっております。

この区間は、現在の国道4号の中でも最も混雑しておりまして、交通容量を超過しているため、ふだんから多くの車両が、国道の混雑を想定いたしまして、並行する町道を通行していると考えられます。そのため、町は日ごろから児童の交通安全対策といたしまして、教育委員会や警察署などの関係機関と連携をし、通学路の点検や歩道の整備などの安全対策を進めているほか、小中学校を通じまして、子供たちへ交通事故防止の呼びかけを行いまして、通学の安全確保を図っているということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） どうもありがとうございました。

笠石・鏡田線は、4号線の長期化のあおりを受け、先ほど申しましたように、通行車両の増加により町の道路の中でも損傷の著しい状況が見られます。

アスファルト舗装は、舗装素材の劣化や高加重による過度の交通、そして路床や路盤の経年変化による支持力の低下、軟弱地盤など、さまざまな要因により次のような現象が発生いたします。それは、わだち、ひび割れ、段差、アスファルトの欠損した穴などです。笠石・鏡田線に至っては、これらの全てが発生しております。

他方、最近見本になる道路工事がありました。その場所は、県道下松本・鏡石停車場線にあります。我が町の通過区間は、国道4号線の岡ノ内の交差点から仁井田・釈迦堂川槻の木橋までであります。町で一番長い下り坂でもあり、両脇を住宅街で形成されております。

この道路は制限速度が40キロでありましたが、下り坂も一因し、以前は多くの車にスピードオーバーが見られました。しかし、この工事の後には、アスファルト舗装道路の維持修繕工事でしたが、下層路盤から丹念に工事が進められました。私の家の前を通っておりますためによく見ております。工事完了後には、センターライン、路側帯のライン、横断歩道がアスファルト舗装に白くくっきりと浮かび上がり、道路環境が改善されたため、振動と騒音が減少し、制限速度内で走る車が多くなったのには驚き、住民からは感嘆の声が上がっております。

このような実証を考慮しつつ、道路の維持補修について、町の対応をお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

道路舗装は、経年による劣化と、特に大型車両の通行による損傷があります。舗装の損傷状況により、直営作業員での補修とか、請負工事での舗装修繕工事を行っている状況でございます。

本年度においても、高久田方面から以南に向かって舗装工事をこれから発注する予定であり、今後も損傷状況を調査しながら舗装修繕工事を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） ただいま都市建設課長からお答えいただきました。高久田方面、私も一部工事にかかるということを知っております。それを頭に入れたところで、次に移らせていただきます。

冒頭、この一般質問に入る前に、防災またはインフラ整備に対する私の考えを述べさせていただきましたが、インフラ投資は、できる限り予算を増額して事業を進めることであり、一気に整備を進めれば、地域は安全なり災害を防ぐことができ、大切な生命と財産を守ることになるのであります。

先ほど申しましたように、アスファルト舗装は耐用年数が10年と言われておりますが、思い切ったインフラ投資が地域を守ることから、我が町の最重要幹線の笠石・鏡田線の修繕工事については、表層だけではなく路盤からの工事をすれば、長期にわたり、地域住民と通学す

る子供たちのためにも安全が確保できるものと思われま

そこで、費用負担であります。笠石・鏡田線の維持補修費用の負担については、4号線4車線化の長期化により、4号線の迂回路になっている現在、そのため通行車両の増加により道路の損傷は火を見るよりも明らかであります。

工事費用の負担責任は、私は国土交通省にあると考えます。そのため、国土交通省に費用負担を要求するべきと考えますが、町のお考えをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

国道4号鏡石地区は、拡幅事業以前から1日3万台以上の自動車が通過しており、片側1車線しかないため、激しい混雑が生じております。この区間は、県内の国道4号の中で最も高い混雑道であり、交通量が交通容量を大幅に超過しております。その結果、国道の混雑を想定し、並行する町道を通行する車両が多いものと考えられます。しかし、道路の維持はおのこの道路管理者がするべきものであるので、国への請求は今のところ考えておりません。

現在、工事をしている鏡石拡幅が供用すれば、町道から国道への転換も考えられるため、早期供用に向け、継続して国に強く要望してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） ただいま課長さんのほうから、道路管理者は国だということを今お聞きしましたが、実は県知事が道路管理者になっている場合があると思います。その辺も考慮しながら、私の先ほど申しました費用負担を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 先ほど申しあげました町道の笠石・鏡田線の舗装修繕工事、そちらに関しましては、公共施設等適正管理推進事業債というものを事業に適用させて実施を予定しております。それらの事業は起債事業になりますが、充当率90%、そのほか普通交付税措置が元利償還金の40%ございます。そういった事業を適宜適用しながら、よりよい事業を選びながら道路整備を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） どうもありがとうございました。

次に、教育行政についてであります。

まず最初に、プール事業についてであります。

私が小学生のときを振り返りますと、当時は学校にプールなどはなく、夏の水泳シーズンは、私は仁井田の釈迦堂川にかかる榎の木橋の下で、唇を紫にして終日遊んでいました。当時は、水泳の授業はありませんでしたから、先輩から後輩へ泳ぎ方を教えてもらい、夏休みの最終日には、公民館の職員が来て水泳大会を開催し、その中で、私は6年生のときに優勝いたしました。鮮明に覚えております。

夏休みにはPTAの方々が当番制で水泳の監視をしていました。当然、町も川での水泳を認めていたと記憶しております。しかし、川の増水などにより、急激な流れの変化など危険な環境であったのは当然であります。残念ながら夏休みに同じ小学生1名が川底で発見され、救助されましたが亡くなったのを私も記憶しております。

ことしの夏は大変暑さが厳しく、各地で熱中症患者が多発しておりました。私は、一企業の衛生管理者として第一種の免許を所持しておりますが、そして、社員の健康を日々管理し、それを生業の一部としております。しかし、私の職場からも熱中症患者が出てしまい、残念に思っていましたところ、労働基準監督署の署長がみずから熱中症の指導に行き、みずから熱中症にかかってしまったと直接聞いて大変驚きました。

熱中症は、高温環境下に長時間いたとき、あるいはその環境にいた後の体調不良は、全て熱中症の可能性があり、死に至る可能性のある大変恐ろしい病態であります。

近年、学校でのプール事業を中止する学校がふえていていると聞いています。鏡石の今夏のプール授業は町民プールすいすいを利用したと聞いております。小学校のプール授業では、文部科学省の水泳と安全管理に基づいてということで実施しているわけですが、現在のプールを使用した授業には、支障を来すほどにプール本体の劣化など設備の環境に変化があると私は考えておりますが、そこで、ことしの夏、すいすいを利用しての授業を実施したと聞いておりますが、その理由についてお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今年度から小学校町民プール利用授業として、新規事業として第一小学校の水泳授業を町民プールすいすいで実施しております。その理由でございますが、学校プール設備の老朽化が挙げられます。学校プールの設備の老朽化が進んでいる中で、昭和47年7月に完成し、もう既に47年が経過したところでございます。

先ほどご質問にもありましたように、プール水槽の塗装面が剥がれるなど、安全面の不安

や循環装置の劣化による水質の低下が懸念されてきておりました。これまでもその都度設備を修繕しながら対応したところがございますが、プールの機能維持のために全面改修するという事も考えられたところがございますが、多額の事業費がかかることから、町民プールを活用して水泳プール授業を実施することにしました。

町民プールすいすいの利用でございますが、例としましては、水質、水温、衛生面で安定した環境であること、さらには天候に左右されずに授業が実施されることなど、さらには学校によるプール管理運営が負担軽減に挙げられるということもございます。

そういう意味では、今年度の実施状況としましては、6月4日から7月18日にかけて、各学年とも3時間3回の計9回水泳授業を実施したところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） ことしの町民プールすいすいを利用した夏休み期間中であります。通常の通学路ではなく、子供たちは、道路事情の変化や家庭の事情によっては保護者同伴などの規定があり、プールへ行くのが困難な子供たちの存在など、子供たちに対して公正・公平性を保たなければならないと私は考えております。

そこで、プールまでの交通手段やプールの利用方法をお尋ねいたします。現在、課長さんのほうからお聞きしましたが、交通手段に関してお聞きしたいと思っております。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

夏休み期間中の小学生の町民プール利用でございますが、こちらにつきましては、送迎に当たりましては各家庭でのご対応ということでお願いした中で進めております。そういう意味では、7月20日から8月25日までの夏休み期間中、延べ1,431名の方の児童が利用いただいたところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 先ほど課長さんのほうからご説明がございましたように、確かに我が町の小学校のプールは、1970年代前半に建設され、47年以上使い続けてきました。そのため排水溝が詰まったり、ひびが入ったり、塗装が剥げたりと、毎年水泳シーズン前にはプールの修繕を実施し、子供の安全のための補修工事を緊縮予算の中で行い、手入れをしてきたのを私は知っております。その努力に、教育課を初め、学校関係者を大いに評価したいと思

います。

そこで、ただいまお話がありましたように、新しいプール建設には、一般的には1億5,000万がかかると言われております。ということで、プールの改築計画はあるのかどうか、来年以降はどういったことになるのかも一緒にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

来期以降のプール利用でございますが、まず、町民プールを利用した水泳授業につきましては、第一小学校の児童、先生方、また保護者からも、とても泳ぎやすくて練習になったというような意見が多いことから、回数や時間等を改善しながら、今後とも、来年度も継続して実施する方向で検討しております。

また、第二小学校や鏡石中学校における町民プールでの水泳授業の実施についても学校側、保護者の意見をいただきながら、また、施設の現状をさらに点検しながら総合的に検討してまいりたいと考えております。

方向性としたしましては、プールの劣化が進んで、大規模改修あるいはそれ以上のことが必要になる状況になった場合には、町民プールを一小と同じように使用していきたいという方向で考えているところでございます。

以上です。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） ただいまのお答えについてですけれども、時間の改善をするということでしたが、ことし1年生と高学年が、授業中に一緒にプールへ行って授業をしたということを知っております。そういった場合にどういったものが支障だったかといいますと、1年生の体力不足、6年生は喜んでいました。1年生が帰ってくると授業にならないほど疲れていたということを知りました。また、父兄の方々によっては、夏休み、体中に発疹ができたという方もいらっしゃったそうです。直接だったかどうかはわかりませんが、そういったことも今後考慮して、時間の改善と、そういったものにも改善の余地があれば直していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、我が町には鳥見山公園を中心に多くの体育文化施設があり、公園を初め、陸上競技場、プール、町民体育館、多目的広場のサッカー場、テニスコート、そして図書館と、その整備された環境は、他町村には類を見ないと私も町民も自負していると思います。

一方、毎年秋には、牧場の朝ロードレースが実施され、国内遠方からも多くのランナーが訪れ、町のPRにも一役買っているのではないかと思います。私も、以前このレースに参

加して入賞しました。その経験のある一人のランナーであります。

また、先日は、須賀川・岩瀬管内の中学校駅伝大会などに実施されるロードもあるために、このような体育施設は、私は一概に費用対効果などは求めるものではないと思っております。ただ、鳥見山公園の体育施設は、年間19万人以上が利用されていると私は文献で調べました。そういった中で、我が町の小中学生、一緒にお願いしたいんですが、町外の小中学生の利用頻度をお聞きしたいと思っております。お願いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の鏡石町の小中学生の利用頻度でございます。

こちらは鳥見山公園内には、先ほどご説明あったように体育施設がございまして、こちらについては、部活動や体育協会の加盟団体の活動等利用ということで、ほぼ開館日数の9割が稼働している状況でございます。

町内の利用状況につきましては、まず鳥見山体育館では、中学校バトミントン部が年間を通して週5回利用し、そのほかバレーボール、バスケットボール、卓球などの多くの種目で利用されています。陸上競技場では、中学校の陸上競技部が年間を通して週5回利用し、さらにNPO法人かがみいしスポーツクラブのジュニア陸上教室などで利用されております。テニスコートについても、中学校テニス部で年間を通じて週5回利用されております。野球場につきましては、定期的な利用はございませんので、昨年だと中学校の野球部が年5回、ソフトボールが1回程度利用となっております。多目的広場については、鏡石フットボールスポーツ少年などの大会で利用されているところでございます。

続きまして、町外の利用頻度でございますが、陸上競技場は、須賀川市、天栄村、矢吹町などの近隣の小中の利用が多くなっております。特に、各陸上競技大会の前には、町外の多くの学校で練習に利用されているところでございます。テニスコートでは、鏡石中学校の部活終了後に、町内外の小中学生が多く利用されているところでございます。多目的広場につきましては、平日は帝京安積、さらには学法石川などの高等学校のサッカーの利用がほとんどで、土日には社会人のサッカーで利用という形になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） よく理解できました。

ただ、私がなぜお尋ねしたかといいますと、他市町村の子供さんの予約のために、我が町の小中学生が利用できないということがあれば非常に残念だと思います。

ただ、よくよく町長さんがおっしゃっているように、鏡石町には文化センターが2つあると言われていました。同じように、天栄も須賀川も、須賀川の全国でも有名な選手も、今回天栄村が中学生で男女とも優勝しましたが、みんな鏡石を利用してそうになっていったと聞いております。そのためにも、鏡石の子供たちに使う場が多くあるようにお願いしたいと思っております。

そこで、この鳥見山公園を中心に多くの、ただいま申し上げました体育や文化施設がありますが、今後、この環境を生かして町独自の小中学生の特徴ある教育についてへいきたいと思います。

1つ、それには例がございます。例えばの話なんですけど、他町村でありますけれども、イギリスの村があると。私も何度かそこを訪問しました。そのおかげで中学生が英語教育をダイレクトに東京でやっていると。先日テレビに出た子供たち、英語ペラペラでした。そういった環境の中から生まれるものもあるんだろうと私は思っております。そういったことを考えながら、このどんな計画があるか、取り組み方法があるかをお尋ねしたいと思っております。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 2番議員のただいまのご質問にご答弁申し上げます。

鳥見山、特に陸上競技場におきましては、11月3日に町の駅伝ロードレース大会が毎年行われております。この大会には、一小、二小の全児童が学校行事として参加しております。また、中学校も部活動単位で参加しております。

このような学校単位の活用方法について、次年度の教育課程の中でさらに生かせないか検討をお願いしております。さらには、中学校の部活動でも日常的に使っておりますし、小学校の特設の陸上等でも使っております。こういった活動を広げて、子供たちの体力向上にこういった施設が生かせればと、そういう施策、活動を考えていきたいと考えております。

また、学校外のいろいろなクラブ等におきましても、鳥見山の体育施設を利用して、各団体が中心になり、さまざまな事業が展開されております。スポーツ少年団におきましては、鏡石フットボールクラブ少年団、鏡石MBCスポーツ少年団が陸上競技場や多目的広場、体育館などを利用して町外の団体が多く参加する大会を主催しております。また、NPO法人かがみいしスポーツクラブでは、陸上競技場において、小学生を対象に毎週水・土曜日にジュニア陸上教室を開催し、陸上記録会を開催するなどしております。

議員のお言葉のとおり、鳥見山公園には町内外に誇れるすばらしい体育施設があり、恵まれた環境の中で、これまでもこのような活動を行ってきておりますが、さらにかがみいしスポーツクラブ、あるいは各スポーツ少年団の育成支援を行い、また、学校行事での活動を取り入れて、スポーツに親しみつつ体力、そして競技力の向上が図れるようにさまざまな事業

を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 私は、ただいまは小中学生のことをお話し申し上げましたが、幼児から義務教育まで一貫した教育も必要だと思います。そういったものも考えながらお願いしたいと思っております。教育課と違う立場かもしれませんが、幼児のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私は、これで質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（古川文雄君） お諮りいたします。

議事の都合により、あす9月19日から10月3日までの15日間は休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、あす9月19日から10月3日までの15日間は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時51分

第 3 号

令和元年第1回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和元年10月4日(金)午前10時開議

- 日程第 1 認定第 1 号 平成30年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 議案第12号 令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 3 議案第13号 令和元年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 4 議案第14号 令和元年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第15号 令和元年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第16号 令和元年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第17号 令和元年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第18号 令和元年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 請願・陳情について
各常任委員会委員長報告
- 日程第10 常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について
- 日程第11 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで議事日程に同じ

追加日程第12 意見書案第1号 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う意見書(案)

出席議員(12名)

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	6番	井土川好高君
7番	渡辺定己君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	10番	木原秀男君
11番	円谷寛君	12番	古川文雄君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長	小貫秀明君
税務町民課長	長谷川静男君	福祉こども課長	関根邦夫君
健康環境課長	角田信洋君	産業課長	橋本喜宏君
上下水道課長	吉田竹雄君	都市建設課長	菊地勝弘君
教育課長	根本博君	会計管理者兼 出納室長	倉田知典君
農業委員会 事務局長	柳沼和吉君	農業委員会	菊地榮助君
選挙管理 委員会委員長	大河原八郎君		

事務局職員出席者

議会事務局 参事兼局長	小貫正信	主任主査	鈴木淳子
----------------	------	------	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄君） 本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

◎決算審査特別委員長報告（認定第1号）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第1、認定第1号 平成30年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に関し、決算審査特別委員長の報告を求めます。

8番、大河原正雄君。

〔決算審査特別委員長 大河原正雄君 登壇〕

○8番（決算審査特別委員長 大河原正雄君） おはようございます。

鏡石町議会議長、古川文雄様。令和元年度鏡石町決算審査特別委員会委員長、大河原正雄。令和元年度鏡石町決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は令和元年9月17日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所の順で報告いたします。

令和元年9月26日（木）、開議時刻、午後1時、閉会時刻、3時55分、出席数、委員全員、議長、開催場所、議会会議室。

9月27日（金）、9時57分開議、閉会14時20分、委員全員、議長、議会会議室。

9月30日（月）、9時55分から、閉会が15時12分、委員全員、議長、議会会議室。

10月1日（火）、開議時刻10時、閉会時刻10時45分、委員全員、議長、議会会議室。

説明者。町長、副町長、教育長、各課長、副課長、担当職員。

付託件名。認定第1号 平成30年度鏡石町一般会計歳入歳出決算、平成30年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成30年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成30年度鏡石町土地取得事業特別会

計歳入歳出決算、平成30年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算、平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、平成30年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算、平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成30年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算。

審査結果。平成30年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成30年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成30年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成30年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成30年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成30年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成30年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、各課課長、副課長、担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。

主な質疑は別紙のとおり。

平成30年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成30年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成30年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成30年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成30年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成30年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成30年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

意見なし。

以上で報告を終わります。

○議長（古川文雄君） これより決算審査特別委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

平成30年度鏡石町各会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は、一般会計、特別会計及び上水道事業会計の全11会計決算はいずれも認定すべきものであります。

お諮りいたします。

平成30年度鏡石町各会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、認定第1号 平成30年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎議案第12号及び議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第2、議案第12号 令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び日程第3、議案第13号 令和元年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、長谷川静男君。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

○税務町民課長（長谷川静男君） おはようございます。

ただいま一括上程されました議案第12号 令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第13号 令和元年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

38ページをお願いいたします。

初めに、議案第12号 令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、平成30年度会計の決算に伴う繰越金及び令和元年度事業費納付金の確定並びに特定保健指導委託、基金積立等による補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億59万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億468万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、44ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（長谷川静男君） 続きまして、49ページをお願いいたします。

議案第13号 令和元年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、平成30年度会計の決算に伴います繰越金及び広域連合納付金による補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億496万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、54ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（長谷川静男君） 以上、一括上程されました2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって一括討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第12号 令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和元年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第4、議案第14号 令和元年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、関根邦夫君。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第14号 令和元年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、平成30年度会計の決算に伴う繰越金及び国庫補助金等の実績による返還金等による補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,460万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,210万5,000

円とするものであります。

詳細につきましては、62ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○福祉こども課長（関根邦夫君） 以上、ご説明申し上げます。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、円谷寛君。

[11番 円谷 寛君 登壇]

○11番（円谷 寛君） 質問をさせていただきます。

今の説明で、3の歳出の65ページの上段のほうに認知症総合支援事業費として、使用料及び賃借料で映像使用料5万5,000円とあるんですけども、これは映像というのは何かこう、フィルムかビデオか、その借りてきたのか、どういう内容なのか、これは1回きりの使用料なのか、それとも何回も使えるものなのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

[福祉こども課長 関根邦夫君 登壇]

○福祉こども課長（関根邦夫君） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。

14節の使用料及び賃借料の映像使用料につきましては、11月16日土曜日10時からと1時からの2回予定してます映画上映会、「ぼけますから、よろしくお願いします。」という映画の使用料の映像使用料となっておりますので、お願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第14号 令和元年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第5、議案第15号 令和元年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、橋本喜宏君。

〔産業課長 橋本喜宏君 登壇〕

○産業課長（橋本喜宏君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました議案第15号 令和元年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書67ページをお願いします。

このたびの令和元年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成30年度会計の決算に伴う繰越金の増額に伴います補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,510万円とするものであります。

詳細につきましては、72ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課長（橋本喜宏君） 以上、上程されました議案第15号 令和元年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第15号 令和元年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第6、議案第16号 令和元年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、菊地勝弘君。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第16号 令和元年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の75ページをお願いいたします。

このたびの補正は、平成30年度決算に伴います繰越金及び保留地整備費増額による補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ444万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,104万6,000円とするものです。

詳細につきましては、80ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） 以上、議案第16号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第16号 令和元年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号及び議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第7、議案第17号 令和元年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第8、議案第18号 令和元年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま一括上程されました議案第17号 令和元年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第18号 令和元年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の2議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、85ページをお開きください。

議案第17号 令和元年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明いたします。

このたびの補正につきましては、平成30年度決算により確定した繰越金等の整理に伴う歳入歳出予算の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ268万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億218万円とするものであります。

詳細につきまして、90ページからの事項別明細により説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 続きまして、93ページをお願いいたします。

議案第18号 令和元年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

このたびの補正につきましては、平成30年度決算により確定した繰越金の整理に伴う歳入歳出予算の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,986万円とするものであります。

詳細につきましては、98ページの事項別明細により説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 以上、一括上程されました2議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって一括討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第17号 令和元年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和元年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第9、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、まず初めに、陳情第1号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情について総務文教常任委員長より報告を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔総務文教常任委員長 橋本喜一君 登壇〕

○3番（総務文教常任委員長 橋本喜一君） おはようございます。

それでは、ご報告申し上げます。

令和元年10月4日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

総務文教常任委員会委員長、橋本喜一。

陳情審査報告書。

本委員会は令和元年9月17日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和元年9月20日。開議時刻、9時55分。閉会時刻、11時05分。

出席者、委員6名。開催場所、第1会議室。

説明者。総務課、小貫課長、吉田副課長、大木副課長、須賀副課長。

付託件名。陳情第1号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情。

審査結果。陳情第1号は、継続審査すべきものと決した。

審査経過。陳情第1号については、担当課（総務課）の意見・説明を求め審査した結果、

全会一致で継続審査すべきものと決した。

意見なし。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第1号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情についての採決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（古川文雄君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第2号 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う陳情書についての件を産業厚生常任委員長より報告を求めます。

2番、角田真美君。

〔産業厚生常任委員長 角田真美君 登壇〕

○2番（産業厚生常任委員長 角田真美君） 鏡石町議会議長、古川文雄様。

産業厚生常任委員会委員長、角田真美。令和元年10月4日。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和元年9月17日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

開催月日、令和元年9月20日。開議時刻、9時58分。閉会時刻、11時21分。

出席者、委員6名。開催場所、議会議室。

説明者。福祉こども課、関根課長、灘山副課長、教育課、根本課長、緑川副課長。

付託件名。陳情第2号 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う陳情書。

審査結果。陳情第2号は、採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第2号については、担当課（福祉こども課および教育課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

○議長（古川文雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第2号 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う陳情書の件についての採決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第10、常任委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査実施の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、各委員会の所管事務調査を実施することに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第11、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前10時48分

開議 午前10時49分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（古川文雄君） ただいま意見書案が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたします。

お諮りいたします。

本案を日程に追加し、日程第12として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案を日程に追加し、日程第12として議題とすることに決しました。

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 意見書案第1号 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

2番、角田真美君。

[2番 角田真美君 登壇]

○2番（角田真美君） 令和元年10月4日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、角田真美。賛成者、鏡石町議会議員、橋本喜一。賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。賛成者、鏡石町議会議員、渡辺定己。

幼児教育・保育の無償化の実施に伴う意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第1号 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う意見書（案）。

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施される。幼児教育・保育の無償化は、すべての子どもに質の高い幼児教育・保育の機会を保障する重要な施策であるが、今回の無償化の内容については、保育の質の確保など、子どもの権利保障の観点から懸念すべき事項が指摘されている。無償化の実施にあたっては、保育の質を確保すること、地方自治体に新たな負担を強いないこと、また、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の増員と処遇改善を後退させないことが必要である。

よって、国においては、必要な財源を確保し、すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化を実現されるよう、以下について要望する。

1、幼児教育・保育の無償化にあたっては、地方自治体に財政負担が生じないよう全額国費で行うなど、国として必要な措置を講じること。

2、給食食材費は実費徴収化でなく無償化の対象とすること。

3、無償化の対象とされている認可外保育施設については、認可施設と同等の保育を保障できるよう、認可化の促進、指導監督の強化など国として必要な措置を講じること。

4、保育の質的・量的拡充が停滞することがないように、国として十分な予算を確保すること。特に待機児童の解消については、無償化によって需要が喚起されることが予測されるため、国として認可保育所の整備計画を立て、保育所等整備交付金の増額など支援の拡充、必要な財政措置を行うこと。保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引き上げなど処遇改善のために公定価格の改善など、必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月4日。鏡石町議会。

内閣総理大臣、安倍晋三様。財務大臣、麻生太郎様。厚生労働大臣、加藤勝信様。文部科学大臣、萩生田光一様。内閣府特命担当大臣（少子化対策）、衛藤晟一様。衆議院議長、大島理森様。参議院議長、山東昭子様。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う意見書（案）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（古川文雄君） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

第1回鏡石町定例議会において提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり認定、承認、同意、議決を賜りまして、まことにありがとうございます。

今定例会は決算議会と言われるように、平成30年度決算審査が特別委員会において行われたところではありますが、会期中議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこ

れを尊重して、対応してまいりたいと考えておりますが、特に本日議会からご指導賜りました不適切な税務処理につきましては、今後このような事例を起こさないよう徹底した再発防止に努め、職員と一丸となって、町政執行に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

今後とも議員の皆様方には、町政進展のため一層のご活躍を切にご祈念申し上げる次第であります。

終わりに、実りの秋を迎えておりますが、皆様にはくれぐれもご自愛をいただき、ご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（古川文雄君） これにて第1回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時56分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和元年10月4日

議 長 古 川 文 雄

署 名 議 員 畑 幸 一

署 名 議 員 角 田 真 美

署 名 議 員 橋 本 喜 一